

## **. 外部評価委員会**

## 1. 評価委員会議事

(司 会) : ただいまより兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科外部評価委員会を開会させていただきます。

\* \* 外部評価委員会委員長の選出 \* \*

\* \* 岡本靖正 東京学芸大学前学長の推薦あり \* \*

\* \* 一同了承 \* \*

(司 会) : それでは岡本先生に委員長をお願いいたします。岡本委員長からご挨拶をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(岡本委員長) : おはようございます。大変重い役目をお引き受けすることになりました。委員自体がすでに重く、十分おこたえできるかどうかあまり自信がありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

今、国公立大学を問わず、大学はどこもさまざまな問題を抱えて難しい状況にあります。特に国立大学は法人化が目前に迫っていきまして、連合大学院の仕組み自体も今後どのようになっていくのか、兵庫教育大学、東京学芸大学も含めまして、なかなか先が見えないところがあります。しかし、点検評価がさまざまなことの基礎になるということだけは動かないのではないかと思います。そういう状況の中で、兵庫教育大学の連合学校教育学研究科が自己点検評価を行い、それに基づいて外部評価を実施されるというのは、大変重要なことであると思います。

本日は、忌憚のない意見と何か提言がありましたらそれも申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会) : ありがとうございます。それでは、岡本委員長に以後の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(岡本委員長) : それでは、委員会の次第に従いまして委員会を進めさせていただきます。

最初に、博士課程の概要につきましてご説明をお願いいたします。

\* \* 博士課程概要説明(研究科長) \* \*

(岡本委員長) : 続きまして、各評価項目ごとにご説明をお願いいたします。それぞれの項目の説明が終わりましたら、そのあと1項目ずつ各委員から質問等をいただきながら進めてまいりたいと思います。それでは、最初の評価項目である管理運営についてご説明をお願いします。

(塩見専任教官)：それでは、塩見が説明させていただきます。

黄色い冊子の資料 3 の連合学校教育学研究科自己点検・評価報告書に基づき、まず管理運営からご説明させていただきます。また、プロジェクターとプレゼンテーションソフト(以下「パワーポイント」という。)を使用しながら順番に説明させていただきます。

管理運営の項目で、連合講座の構成、各種委員会と委員の選出、広報活動の 3 点についてご説明いたします。連合講座の構成では、四つの小項目について説明します。(本外部評価報告書：2・プレゼンテーション資料 (p.62) 参照 以下同じ。)

(1) 連合講座の構成ですが、専攻は学校教育実践学専攻と教科教育実践学専攻の二つがあります。学校教育実践学専攻には学校教育方法と学校教育臨床の二つの連合講座があり、入学定員は 8 人です。それから教科教育実践学専攻は、言語系、社会系、自然系、芸術系、生活・健康系と五つの連合講座で、入学定員は 16 人で合計 24 人です。(p.63)

次に(2) 教官組織です。研究科の教官は、学校教育実践学専攻で学校教育方法では合計 31 人、学校教育臨床では 51 人、以下合計 316 人です。年度担当教官というのは、授業を担当する者のほか、主指導教官、代議員の議長、副議長、代議員の構成員で、合計 166 人です。この数字は、平成 15 年 5 月 7 日現在ですが、委員会資料の自己点検・評価報告書では、平成 14 年 5 月 1 日現在になっています。今後、このパワーポイントでお示しするのは、新しい 15 年度(今年度)のデータで更新しているところもありますので、お含みくださるようお願いいたします。(pp.63-67)

・学校教育方法の講座では、教育研究分野が六つあり、教育社会学の教育研究分野でマル合教官が不在になっています。

・学校教育臨床は、教育研究分野が八つあります。教育心理学は臨床心理学です。

・言語系ですが、これも同じです。言語系は六つの教育研究分野があります。英米文学の教育研究分野でマル合教官が不在です。

・社会系は七つの教育研究分野がありまして、経済及び哲学倫理学の教育研究分野でマル合教官が不在です。

・自然系は、九つの教育研究分野があります。

・芸術系は少し多くなりますが、11 の教育研究分野があります。

・生活・健康系教育は 14 の教育研究分野があります。体育学、課程経営学及び住居学の三つの教育研究分野でマル合教官が不在です。

以上、マル合教官の不在の教育研究分野をまとめますと、現在七つの教育研究分野で不在となっています。ただ、本年度の教官資格審査でマル合教官の認定が行われまして、英米文学、経済学、体育学は満たされましたので、来年度は四つの研究分野で不在ということになります。(p.67)

講座別・大学別・資格別の教官数を説明します。教育研究分野で上越，兵庫，岡山，鳴門の各大学を合計すると 320 人になります。( p.68 )

資格別教官数の年度別の推移です。平成 8 年度は 252 人でした。平成 15 年度は 316 人です。先ほど 320 人という数字を説明しましたが，この資料では 316 人です。4 人分数字が違うのは，4 人の教官が複数の分野にわたって資格を持っているためです。

マル合教官は変動が少ないように思います。合教官の数が増えているということです。いずれにしても 60 人近くが増えています。( p.68 )

年度別授業担当教官です。平成 8 年度は 127 人が担当していましたが，現在(平成 15 年度)は 165 人が担当しております。( p.69 )

1 人の教官が担当する開設授業科目(平成 14 年度)です。複数担当科目と単独担当科目を二つに区分します。複数担当科目で 5 科目以上担当する教官が 12 人おり，単独担当科目で 5 科目以上担当する教官が 9 人おります。資料の表は 1 人の教官が 4 大学で開設する授業科目について形式別に集計したものです。

ただし，これは実際に開講した科目数ではありません。複数形式による開設科目数の最も多い先生は 11 科目あるわけですが，単独形式だと 8 科目あります。それから，単独形式で 1 科目のみを開設する教官は全体の 54 % です。これが開設授業科目で見た分類です。

複数というのは二人の教官で授業を担当すること。単独は一人の教官で授業を担当するというものです。( p.69 )

資格審査日程と手順について説明します。2 月か 3 月の代議委員会において，次年度の資格審査の予定(判定基準の改正等)を案内します。4 月に講座代表者の発議を行い，候補者本人の調書作成の準備をします。5 月に資格審査日程を決定し，7 月に代議委員会で候補者ごとの資格審査委員会を設置します。8 月に資格審査委員会を開催します。通常は 4 日あるいは 5 日にかけて全員の資格審査を行い，9 月に適否を決定するという流れになっています。( p.70 )

判定基準を説明します。

一例として，学校教育方法連合講座の判定基準を用いますが，D のマル合の教官になるためには，A 条件か B 条件を選択しなければなりません。A 条件の場合には，研究著書，学会誌の合計数は 20 編以上持ってください。ただし，そのうち最近 5 年間に 5 編以上発表していなければいけません。B 条件の場合には，著書，論文の総数は 40 編(A 条件の論文を 10 編以上含む)持ってください。

ただし、40 編のうち 10 編（A 条件の論文を 3 編以上含む）は 5 年以内に発表されたものになります。また、D の合の教官の判定基準は、大体半分になるようにしてあります。

この基準に合っていれば申請することができます。審査委員会で論文を検討しまして、最終的に審査委員会で合否を決め、9 月の代議委員会で適否を決めることになっています。これは学校教育方法連合講座です。ほかの連合講座も微妙な違いがありますが、時間の関係で学校教育方法連合講座だけを説明させていただきました。

管理運営の組織です。日常的な業務統括及び構成大学間の調整を、研究科長、専任教官、連合研究科の幹事が行います。研究科の最終意思決定は研究科委員会。それから研究科の運営を円滑に行う、これが代議委員会です。これは学会に例えたら常任理事会と理事会というようなものです。連合講座内における連絡調整は講座代表者等会議が行います。構成大学間の連絡調整は、4 大学の学長以下が年 1 回集まって連絡調整委員会を行っています。

次に構成大学内での連絡（報告）体制です。研究科委員会や研究科代議委員会での審議・報告事項などを報告するため研究科連絡会（又は委員会）を開催している。各大学の開催状況は、上越教育大学は連合大学院委員会として必要に応じて、兵庫教育大学は年三回程度、岡山大学（教育学部）は連合研究科委員会として毎月 1 回、鳴門教育大学は年三回程度開催しています。

次に事務体制の説明を行います。

（連合大学院事務係長）：それでは、事務関係についての各構成大学での状況について簡単に説明させていただきます。

まず、連合大学院の関係事務の総括を行うため、基幹大学に連合大学院事務係が置かれております。また、それぞれ参加大学にも同様に総括担当係が指定されております。総括担当係は、構成大学内での調整など始め、庶務事務全般にわたり 4 大学間で常時連絡を取っております。

また、研究協力関係、人事関係、予算関係、教務関係、奨学援助関係、入試関係などそれぞれの個別の関係事務におきましても、基幹大学の担当者と参加大学の担当者と電話やメールで日常的に連絡が取られており、総括担当係を通じた構成大学間の事務連携と個別事務担当者間の事務連携による事務体制が出来上がっております。

（塩見専任教官）：それでは、次の説明を行います。

代議委員会は、研究科長、上越、兵庫、鳴門から推薦された副学長、岡山大学の教育学部長、専任教官、各連合講座から選出された主指導教官有資格者である教授 2 人、その他研究科長が必要と認めた者（連合研究科幹事）を入れて合計 24 人で構成しています。4 月、8 月、3 月を除き毎月開催しています。研究科委員会で付議する原案作成、専攻間の連絡調整、研究科委員会から付託された事項等について審議しています。その他の委員会等のことについては

割愛させていただきます。(p.72)

広報活動についてですが、各種印刷物の他、14年1月からインターネットによる広報も行っています。公開用ホームページというのは普通に閲覧できるホームページです。科内情報ホームページは、4構成大学の構内からのみアクセスができます。(p.72)

管理運営の自己評価と課題について説明します。

教員組織の課題として、マル合教官不在分野の解消があります。新規教官は先ほどの説明のとおり9月の代議委員会で決まるのですが、来年4月の発令ではなく、前倒しをして10月の発令をしたらどうか。また、研究教官の研究能力を有効に生かせるカリキュラムを工夫すること、教官資格審査判定基準の見直しなどがあります。

事務体制の課題として、事務処理の簡略化、連合大学院企画室の設置の検討など。

各種委員会ではインターネットを利用した会議や、研究科論文集レフェリー制度の一層の充実など。

広報活動としては、書籍、教材の助成制度の検討があります。

もう一つ、交通至便な場所にサテライトを設置することについて検討を進めておりましたが、本年4月から大阪において、ビルの一室を借りる予定になっています。以上です。(p.73)

(岡本委員長)：ありがとうございました。できるだけ各評価項目の時間的なバランスが偏らないようにしたいと思いますが、管理運営には先ほど途中でもご説明がありましたように、一部は教育課程ともかかわっている記述がありますので、少し時間が多くなるかもしれません。ただいまのご説明、それからあらかじめいただいている資料等に基づきまして、ご質問等をいただきたいと思います。どうぞご自由にご発言をお願いいたします。

(有光委員)：幾つかご質問したいのですが、一つは先ほど各種委員会のところで出てきました研究科委員会の構成について、自己点検・評価報告書ではそこまで詳しく記載されていなかったのですが、学長が必要と認めた者ということで、指導学生を持つ先生が、70人程度委員となるという説明でした。これはどういう形で選出され、その他の役職の方を含めると場合によっては100人くらいになるのではないかと思います。これは内容的にはどういうことが審議されているのか、ちょっとご説明いただけませんか。

(山下研究科長)：今、先生からのご発言のとおり、原則的には代議委員会のメンバーはすべて入ります。それ以外に、学生を持っている先生、いわゆる主指導教官が加わります。それから、原則として一人の教官が3年間で3人以上、学生を持たないということがあります。重複する先生もいらっしゃいますが、24人の大体3倍の人数でやっています。もちろん代議委員の先生方の中にも主指導教官がいらっしゃ

いますので、その活動は重複してきますので、当然引かなければなりません。かなりの人数になります。

余分な話かもしれませんが、各大学が遠くに離れているので非常に経費がかかるという問題があります。本来であれば最高意思決定機関の研究科委員会を開催しなければなりません。年間 3, 4 回程度の開催とし、それを補う形として代議委員会を開催しているということもあります。

(有光委員) : わたしはどうしても東京学大の連合のほうを念頭においてお尋ねするのですが、指導学生を抱えている主指導教官が一堂に会することの意味ですね。あるいは、そこでどういうことが議論されているのかということがちょっと気になるのです。

(山下研究科長) : 議論として、カリキュラムの問題等もありますが、いちばんの議題は学位認定です。主として主指導教官が説明することになっていきますので、その場合にはどうしても主指導教官も出席してもらわなければいけません。24 人ですから、最低で 24 人の先生がいらしたらいいことになるわけですが、関連分野の先生、あるいは指導教官等々の先生も関心のある方もいらっしゃるかもしれませんので、できるだけ公平のために広げようということから始めました。先生がおっしゃるように、確かに東京学芸大学の場合にはかなり絞っていらっしゃるということですが、逆に本連合研究科では有資格者、いわゆるマル合を全部入れたらどうだという案も出てきまして、なかなかその辺は難しゅうございます。

(岡本委員長) : 今のことと関連してお尋ねいたしますが、先ほど各構成大学の中の連合大学院にかかわる組織として研究科連絡会というのがありました。この点が一つ学芸大学の連合大学院のやり方と違うところかと思えます。学芸大学の場合は各構成大学に運営委員会が置かれていて、教員資格審査は、まず講座代表者の会議で発議されて、候補者が所属している構成大学の運営委員会で審査し、その結果が研究科委員会に上げられて、そこで最終決定をするという仕組みになっています。運営委員会という各構成大学に置かれている組織がこちらの場合にはなく、全体で代議委員会という仕組みを作っておられる。どちらがよいのか、プラス、マイナス両方あると思えます。確かに距離的な問題がありますが、場合によってはむしろ研究科委員会に一本化することのほうが仕組みとしては機能的なのかもしれないと思われるところも感じられます。この点につきまして、ほかの委員からご意見はないでしょうか。

(古川委員) : 鳥取の連合の研究科は大体同じように、研究科委員会は学位認定と教官の資格審査の決定を行います。したがって、今おっしゃったとおりですが、代議委員のメンバーと主指導教官、さらにまた主指導を持っていない人もおりますので、非常に大人数です。年 2 回やります。代議委員会はそのかわり、各連合講座からの代表 1 人、研究科長と専任教官。学部長は入っていません。学部長はオブザー

バーとして入ることもありますが、メンバーではありません。その辺は違いがあります。

それに関連してお尋ねしたいのですが、教官資格審査の件で、1点は、A系列、B系列の基準がいま一つはっきりしないですね。もう1点は、代議委員会で資格審査の決定をするとおっしゃいましたが、私どものところではあくまで確認までです。決定は研究科委員会のほうに出しまして、そこで決めます。それは挙手でも投票でもいいのですが、決めます。代議委員会で決定なのかどうかということと、A系列、B系列の基準をもう少しご説明いただきたいと思います。

(山下研究科長) : 教育方法の場合、あるいは学校教育学専攻の場合には、A系列、B系列という二つの系列があります。これは、専任教官から説明させていただきます。

(塩見専任教官) : A系列というのは、全国学会誌レベルの論文が20編ありましたら、それでいいということです。B系列は、ほかの論文、例えば「紀要」などの論文も入れて、総数を40にしましょうと。ただし10編くらいは持ってくださいというので、その場合の10編は全国学会誌レベルの論文が条件になります。つまり、A系列では申請ができないけれども、全体的には40編ある。その中で10編は全国レベルの論文があるというような場合には、B系列で申請ができるというのが、A系列とB系列というものです。

(高倉委員) : 今のA系列、B系列はどここの大学でも、特に文科系の場合には頭が痛いところだと思います。理系で申しますと、インパクト係数とかサイテーション・インデックスとか、そういったものを前面に出してこなければ話にならないという考えが強いと思います。文系の場合には、「ちり紙でも印刷してあれば論文」というような(笑)、言葉は悪いですが、そういった人もいます。そのあたりの学内での調整、専門分野が違うということがあるかもしれませんが、それにしてもあまりにも違いが多い。そういったことの調整で手間取るようなことはありませんでしょうか。

(山下研究科長) : 問題点は、何が全国誌なのかということです。文系のほうでは、A論文、B論文というのはカテゴライズしまして、ここに通っている論文はA論文であるとか、これはB論文。そのようなことで、A論文だったら何本、B論文だったら何本に相当するというような換算を示しています。

先生がおっしゃったように、理系の場合はほぼ機械的にできるのですが、文系の場合には非常に難しいので、その辺がいつも論争の種になるところです。

ちなみに、例えば自然系の場合でも、理科の中でも物理、化学、生物、地学、理科教育という五つの分野があるのですが、いちばん初めの発足のときには設置審にかけまして、分野によっては理学部と同じ基準で審査されたところもありますし、学校教育学というこ



とを考慮して審査していただいたところもあります。同じ理科の中でも不満が出てくる場合があります、その辺はいつも大変なところですよ。

(新井委員) : 資格審査のときに、教員の学位の部分については何か判断の材料になってくるわけですか。

(山下研究科長) : 教官の募集でもありますように、論文相当の業績があるかどうかということがありまして、もちろん分野によってもだいぶ違いますが、それはあまり関係していません。

(新井委員) : そうですか。大学の設置基準のほうでいいますと、教授の資格のところにもまず学位の項目がありますよね。文科省の設置基準のマル合認定の方法と、ここで行っている判断基準というのは、ちょっとずれが感じられると思いますが、その辺の整合性についてはどのように。

(山下研究科長) : 当初、平成8年にできましたときには、3年間は設置審に縛りがありましたから、それ以後もできるだけ設置審の数を下回らないように、質を落とさないようにということをやってきたのですが、今日説明しましたとおり、厳密にやりますと専門分野が欠けてしまうようなことになってしまいます。あるいはあるニーズが非常に高くなったときに人数が少なくなるとかといったような問題があります。

もう一つは、構成大学すべての人がかかわるとい趣旨から考えれば、何らかの形でこの博士課程に関心を持って、かかわってもらいたいという趣旨からすれば、少々基準を緩和しても、できるだけ皆さんが入っていただけるといような方向も必要な場合もあるかと思いますが、難しいところです。

(新井委員) : ちょっとわたしの言ったことが誤解されているといけないのですが、むしろ文科省の今の基準よりも、この基準はハードルが高いという印象を持ちます。文科省の基準が、やはり論文だけではだめで、それだけの実践的な裏づけを持っていることが大事だといようなように、だんだんと変わってきているようです。ですから、もう少しハードル自体は低くなってきているのではないかと、そんな印象を持ちます。

(山下研究科長) : 分かりました。むしろ先生はこちらのほうが低くなっているのではないかといような受け取り方をしたものですから、そういう答えになりました。本連合でも、先生がおっしゃるように教育歴あるいは社会的貢献といようなものを業績にどう組み込んでいくのか、これが非常に大切なことなのですが、それを入れることは非常に難しいことです。業績だったら数や何かで大体分かるのですが、教育歴とか社会貢献といような場合には、点数化したり、それを上乘せするのは非常に難しいものですから、今もそれは検討中です。

- (新井委員) : 学校教育実践学という実践学を土台にしていると思います。そうしますと、そういうところを先取りして、実践的なキャリアをかなり重視して見るような基準があっても、整合性が取れるのではないかと思います。
- (山下研究科長) : 先生がおっしゃるとおりで、例えば医者でいえば、臨床例みたいなものを業績の中にどれだけ入れるのかというようなことと同じことだと思うのですが、ぜひそれはやっていかなければなりませんし、特に教育学部あるいは学校教育学部という学部からして、やはりそのようなところを進めていかなければならないと思います。
- (新井委員) : もう一つ質問したいことがあるのですが、研究科の教員が 316 人で、実際、授業担当教官は 166 人、約半分くらい持っています。残りの先生がたは開講準備していたけれども、学生さんが来なかったと、今年は持たなくていい、持てなかったというか、非常に複雑な気持ちがあると思います。その辺の先生がたのご不満と申しますか、せっかく準備したのに学生が来ない研究科教員けれども、実際その機能を果たせない、役割を果たせないという教員の不満とか、そういうものはいかがでしょうか。
- (山下研究科長) : 確かにそれはあります。例えば、今、オムニバス方式というようなことを初めにやっていたものですから、やたらと先生の数が増えているということもあるのです。ただ、1 人のドクターの学生を受け持つということは指導教官にとっても非常に大変です。特に最近では 3 年で終わらなければ、かなりいろいろ複雑な問題が生じる場合がありますので、先生がおっしゃるようなところも心情的にはわたしはあると思います。具体的にはどうしてくれるというような話はありませんけれども、確かにそれはあります。さりとてどうすればいいのか、何か先生がたのほうにいいお知恵があれば……。先生がたのほうの大学ではどのようにやっていらっしゃいますか。
- (新井委員) : ちょっと意見が入ってしまいますが、学生の人数が 24 人でずっと変わっていませんよね。教官のほうも変わっていないと思いますが、教官と学生の比率が明らかに教官のほうが多いという印象を持つのです。大学院大学の場合、比較的どの教官も学生が、少なくとも授業で取りにくるというバランスが取れていると思います。
- (塩見専任教官) : 分かりました。要するに、開講準備をして待っていても通知は来ないということなのです。そのときは非常に残念なのですが、しょうがないかなというような感じですね。やはり教官の数が多いです。それから学生が少ないということ。できるだけ持ってもらうのがいちばんいいのですが、なかなかそこまではまだ配慮ができていないところがあります。先生がおっしゃるとおりです。
- (有光委員) : それぞれちょっと関連するのですが、まず資格審査で、結局一般の先生から合教官への資格審査、合教官からマル合教官への資格審査

と、毎年この二つのレベルの資格審査がずっと行われているということです。これは大変なことだろうと思います。それで、その資格審査は個々の先生について委員会が組織されて、最終的に研究科委員会で決定されるということです。その場合に、個々の先生の資格審査委員会のメンバーというのは、同じ講座の人たちだけで構成されているのか、他講座の人も加わってということになっているのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

(塩見専任教官) : 資格審査委員会の組織は、わたし(専任教官)と連合研究科幹事が4人、候補者が所属する講座から2人、同講座の代表者1人と講座議長が推薦するもの2人、合計10人で構成しております。

(有光委員) : そうすると、幹事の先生は大変ですね。毎年やはり何十という審査を。

(塩見専任教官) : 今年度で40件近く審査を行っています。

(有光委員) : そうでしょうね。それで、審査委員会でマル合の先生が主指導教官ということで学生を持つことができると。そして、その主指導教官になれば、研究科委員会に参加して発言なり決定に参加できると。ところがマル合の先生になると、もちろん授業を通じて指導という場面もあろうかと思いますが、先ほどの年度別の百六十何人の授業開講の先生の大部分は主指導教官ですね。そうしますと、一般の合の先生がたの連合大学院へのかかわりが非常に薄いのではないかと。各大学院における会議も連絡会というような形で、それもだんだんインターネットのホームページで代替するということになりまして、三百何人という先生方が連合大学院の構成員としての認識をどう醸し出すかというのは非常に重要になるのではないかと思います。

(山下研究科長) : その答えになっているかどうか分かりませんが、本連合ではプロジェクトというのを作っています。1件について1,500万くらいお出ししまして、その中に今おっしゃったようなマル合、あるいは合、マル合ではない先生がたにも加わっていただいてやるというようなこともやっています。

もう一つは、講座によっては、もうあとどのくらい作ればおまえはマル合になれるとか、あるいはもう一つは、予算の配分面で入っていらっしゃる先生がたにも考慮するというのをやっております。お金をもらうときだけ関心があるかどうか知りませんが、そういう形で、できるだけ先生がおっしゃったようにそっぽを向いてしまっているようなことのないような配慮をしています。当然まだ不完全なところもありますので、他の連合講座等を参考にさせていただいて、いいところは取り入れるようにさせていただきたいと思います。

(成瀬幹事) : 先ほどの追加ですが、まず資格審査の件ですが、2段階ありました

ね。最初に各連合講座内で審査をしていただいて、それを今度は本審査会議にかける方法をとっています。ですから、最初の段階で、専門に近い連合講座内で専門分野に近い先生方が審査にあってもらっています。いきなり本審査にもっていくということはしていません。

2 番めの合教官のかかわりですが、各連合講座内に講座会議というのがあります。そこで、合教官及びマル合教官の意見を開陳して、それが代議委員を通じて研究科委員会ないし代議委員会に開示されます。もちろん連絡会もあります。そのように合教官の意見も反映されるようなシステムを取っています。ちょっと説明が不足していたと思いますので、追加いたします。

(岡本委員長)：ありがとうございました。

ただ、1 点だけ伺っておきたいと思ったのは、先ほど教育方法講座の例として挙げられて、ほかの講座は微妙には違っているけれども、基本的には共通の基準を課している点についてです。A 系列、B 系列という二つの区別をすることの実質的な意味はどこにあるのか、非常に簡単な言い方をすると、B も認められるのであれば、B の条件は A を含んでいるわけですから、一本化するほうがよいような気がしないではないですが、あえて A を B と違う形にするのは、手当が違ってくるという意味があったりするのかどうか、あるいは何かの刺激として働くのか、その点をお教えいただきたいと思います。

(塩見専任教官)：刺激として働くことはありません。手当の違いもありません。ただ、A 系列と B 系列に分けたのは、「紀要」とかそういうものはたくさんあるけれども、いわゆる A 論文はないということです。ですから、A 論文はあるけれども、「紀要」などはないという場合もあるわけです。だから、A 論文が 20 編あるけれども 40 編にはならないという先生もおられるわけで、だから A 系列、B 系列という二つを作っているわけです。

(岡本委員長)：分かりました。この管理運営につきましては、わたしもそうですが、ほかの委員の方もまだご質問なさいたいことがあると思います。午後に質問を受けていただくことにしまして、先に次の項目である教育課程について、ご説明を伺ってまいりたいと思います。

(塩見専任教官)：それでは、教育課程のご説明をさせていただきます。ここでは教育課程と単位制度、それから構成大学の連携の三つについてご説明させていただきます。(p.73)

まず教育課程と単位制度です。課程博士の場合は 22 単位です。本研究科の特色として、総合共通科目を開講していることです。この総合共通科目は 4 単位ものとして 3 泊 4 日の合宿形式で行います。学校教育学に関する幅広い学識と高度な専門性を習得させることを目的とし、4 大学の教官が共同で開催します。また、専門科目

は 8 単位です。他専攻の科目の履修，総合，原論，内容論，方法論の履修ですが，8 単位ですから 4 科目です。課題研究は 10 単位ですので，合計 22 単位が必修単位です。（p.74）

次に，授業科目（専門科目）担当者編成表について説明します。例えば上越教育大学で，「言語表現と言語認識の発達」というのは複数で行う。そうしますと，有澤先生がお持ちになるけれども，複数でもう一人，太田垣先生がやられる。太田垣先生は鳴門の先生ですので，有澤先生はレギュラーにされますが，太田垣先生は集中講義になります。兵庫教育大学の場合も一緒です。白抜きがそこに配置の先生ですが，こちらのほうは構成大学の教授または助教授です。白はそこに配属されている先生がたです。岡山大学には該当する先生がおられませんので，全部よその大学から来られるということで，この場合は二人とも集中講義になるかと思えます。単独というのは，お一人の先生が 15 時間お持ちになるというものです。（p.74）

先ほどの総合共通科目の実施ですが，総合共通科目は学校教育実践学のほうの 2 講座から「現代社会における学校教育」と，教科教育実践学の 5 講座から「現代の文化と教育内容」という二つの軸を作りまして，それぞれの軸の中に三つのテーマを設定しています。これを組み合わせて，それぞれ 1 つが毎年開講されるようにしております。

講義形式，演習形式等いろいろ組み合わせを行い 5 ～ 7 人の教官が担当します。2 年次までの履修が原則となっています。2 ～ 3 年前から兵庫教育大学の隣の嬉野台生涯教育センターで実施しております。理由として，隣なので図書館が使えるとかがあります。また，学生にアンケートを取っていますが，評判は大体良好です。（p.75）

次は構成大学間の連携です。SCS の利用状況ですが，平成 9 年度は 10 回，10 年度は 4 回の利用がありました。が，半期毎に予約が必要であるとか，全国規模・多回数利用が優先されるなどの理由で，利用が進まない状況です。（p.75）

現在は RCS（リアルタイム・コラボレーションシステム）というシステムを使うようになりました。多少経費がかかりますが，15 年度から導入しています。これはインターネット網を利用し，音声，資料，画像，不特定の多地点で同時に共有可能です。これまで代議委員会は全て大阪で実施していましたが，すでに 5 回は RCS で実施しております。また，専門委員会等も 11 回利用しました。授業で使う場合もあります。今では，SCS に代わって RCS を使うようになり，非常に便利になりました。（p.76）

教育課程の自己評価と課題です。

総合共通科目が設けられて，学生の評価は高い。今後もさらに内

容の充実を図る。総合共通科目については、もっと交通至便なところで実施するという案もありますが、費用的な問題があります。特に上越からの場合、旅費と滞在費だけで7～8万かかるとか、神戸で実施すると宿泊費だけで1泊6,000円以上かかるなど問題があるのでちょっと模索しているのですが、中身自体は評判が非常にいいと思います。

従来の教育学、教科教育学及び教科専門科学の各専門領域を有機的に統合化した授業科目であるために、授業科目の編成を教育実践学の見地から点検します。

教育課程と単位制度は他の講座の授業が自由に受講できるような弾力的な単位制度が要るのではないか。それから、距離的な障害要因を克服して、連携を強化しなければいけない。上越が遠いですが、連大を見ますともっと遠いところもありますので、何とか頑張って障害要因の克服をしなければいけないし、またできるのではないか。それがRCSです。以上です。(p.76)

(岡本委員長)：ありがとうございました。今ちょうど12時になりました。中途半端にご質問をするよりは、質問は一括して午後に行いたいと思います。12時45分から午後の部を再開いたします。

\*\*\* 午後の部 \*\*\*

(岡本委員長)：少し早いかもしれませんが、再開させていただきます。二つの項目について午前中にご説明いただいて、最初の管理運営につきましては相当の質問等をすでにさせていただいております。両方絡んでいますので、あっちへ行ったりこっちへ行ったりということがあっても差し支えないかもしれませんが、できましたら、初めに管理運営について質問し残されたことをご質問いただき、それから教育課程に入ります。どうぞ、引き続きご発言をお願いします。

最初に一つわたしからお尋ねいたしますと、研究分野でマル合の方がおられない分野があり、7分野のうち3分野は解決しているということですが、これは最初に計画されたときに、各講座の研究分野は全体像があって、出発時にはそこに実際に人もおられたけれども、その後おられなくなって、今のような事態になっているという理解でよろしいですか。

(山下研究科長)：そのとおりです。ただ、その中の一つだけは後で入れたものがありますが、ほかについてはそのとおりです。

(有光委員)：教育研究分野のことですが、これは後の学生の受け入れと関連してお聞きするのですが、学生は専攻講座に入学してくるときに、教育研究分野まで特定して入学し、所属するのか、それについてはいかがですか。

(山下研究科長)：募集要項に、先生の専門分野のリストがありますので、それを見

て、どの先生のところに行こうということを受験生が決めまして、その先生と入学したあとの打ち合わせをします。主指導予定者が願書に承諾印を押して、初めて出願できるシステムになっています。

(有光委員) : その場合に、何々講座の何々分野、だれそれというところまで、ずっと3年間ついて回るということですか。

(山下研究科長) : そうです。

(岡本委員長) : ほかに管理運営についてご質問ございませんでしょうか。では、もう1点お尋ねしますが、先ほどの授業科目の担当教官数のご説明の中で、最も多い方で、実際には学生を全部抱えておられるわけではないけれども、形のうえでは11科目開設しているということでした。これは、まず科目は通年ではなく、基本的に半期を1科目と理解していいのですか。

(塩見専任教官) : 授業は全部半期になっています。

(岡本委員長) : 学部や修士課程の担当もしておられるうえで、博士課程は多分別の計算をしておられるかと思いますが、相当教育のために時間をかけることになると思いますが、それ自体は学部や修士課程に差し障りが出ていることはないのでしょうか。

(塩見専任教官) : 差し障りがないとはいえませんが、今までの段階では何とかクリアしているということです。11科目は形式上というかカリキュラム上はありますが、実際は多い人で3科目ぐらいです。あと修士を担当し、それから学部を担当するということで、確かにハードではあります。

(高倉委員) : 1点だけ申し訳ありませんが、研究科の先生の数が非常に多くて、授業担当の先生の数は半分ぐらい。そうなってきますと、大学院の調整手当の支給はどういうことになってくるのでしょうか。

(連合大学院事務系長) : 博士担当の調整手当支給要件は、主指導教員であること、又は年度を通じて2単位以上の授業を担当すること、となっております。これは文科省からの通知で全国一律だと思います。調整数2あるいは3がありますが、こちらの連合の場合は、1教官の指導学生数を3人までとしておりますので、調整数2が支給されております。例えば、主指導教官でなくて、授業1.9単位以下の担当の先生には支給されておられません。

(高倉委員) : 全く支給されない先生もかなりの数に上るわけですね。大学院の研究科の教員というステータスは与えられたけれども、調整手当は支給されていない。

(連合大学院事務系長) : 支給されている人数は、100人程度だと思います。それ以外の先生

には博士担当による調整手当は支給されておられません。

(岡本委員長) : 東京学芸大学連合大学院の教官は所属しているということ自体で、一定の研究費の配分があります。学生を直接抱えていなくてもあるかと思います。その点はどうなっておりますか。

(連合大学院事務系長) : 連合研究科の研究費の予算配分につきましては、研究科の予算配分方針によりまして、教授単価、助教授単価を基に先ほどから出ております年度担当教官の員数をもとに各大学に配分されています。配分予算の中には一定割合の研究基礎経費もありますので、それらを含めて各大学で学内配分が行われています。したがって、授業を担当されていない研究科担当の先生やあるいは研究科担当でない先生などへの配分財源の一部となっている面もあるかと思います。

(岡本委員長) : ほかにご質問ございませんでしょうか。

運営組織についてお伺いしたいと思います。本日のパワーポイントで先ほど資料をお示しいただいてご説明がありましたが、このパワーポイント資料の 71 ページ及び自己点検・評価報告書の 19 ページの組織図を見ますと、基幹大学の中の組織のように見えます。わたし自身、今となって、学芸大学がこういう組織図上はどうなっているのか必ずしもイメージがはっきりしないのですが、いちばん上に構成大学というところがあって、ここから連合大学院の組織が、下の組織図が線が引かれてくるようなイメージをわたしは何となく持ちました。基幹大学の中にだけ、この仕組みが入っているということの意味をご説明いただけますでしょうか。

(塩見専任教官) : この自己点検・評価報告書 19 ページの図ですが、一応構成大学、それから構成大学として基幹大学と参加大学とに分けて、ですから構成大学は 4 大学ですが、そこに構成大学間連絡調整委員会というものを設けていますので、このような図になっているのですが。

(連合大学院事務系長) : この管理運営の組織図ですが、これは設置当初からこういった図が研究科概要等に示されております。この図では、基幹大学である兵庫教育大学の中に連合研究科の研究科長と専任教官が置かれ、研究科委員会や代議委員会の組織も兵庫教育大学の管理運営組織の一部として、規則上の位置づけにより示されております。参加大学の先生は、現在の仕組みでは、連合研究科に併任された教員として、この組織図の中では縦のラインを通してつながっているということになります。この図を見る限り基幹大学だけに運営組織があるように見えるかもしれませんが、縦と横のラインで連合研究科の教育研究と運営が行われていることを示しているものと考えております。

(岡本委員長) : 分かりました。管理運営につきまして、ほかにご質問はございませんでしょうか。

(古川委員) : 今の件ですが、連合学校研究科は連合形態ですから、もちろんどこ



も同じですが、あくまで形のうえでは設置大学の一部局であるというのが連合形態の基本ですね。というのは、これは今度、独法化後も非常に重要な部分、お金のこととか、今も独法化の協定書を作っていて、できたのですが、連合大学院というのはあくまで設置法人の一部局であるということです。運営上で平等とか連携とかあると思うのですが、組織上はそういう形になっています。だから逆にいったら、評価は設置大学の評価として連合大学院は受けるのだということで、いいも悪いも共にするところがあるという形で、それはもう運命的に定まっているところだとわたしは理解していますが。

(岡本委員長) : ありがとうございます。

もし管理運営について、ご質問がございませんようでしたら、教育課程についての質問に移りたいと思います。どうぞご自由にご発言をお願いします。

(有光委員) : それでは、わたしのほうから 1 ~ 2 ご質問させていただきます。まず教育課程と単位制度の最初のご説明で、総合共通科目と専門科目と課題研究に分けられていて、22 単位が配分されています。この総合教育科目というのを聞きまして、非常にユニークで、また意味のある授業科目ではないかということで、感心させられました。専門科目で、各講座及び先ほどの教育研究分野で、それぞれ総合、原論、内容論、方法論といったように授業科目が区分されています。非常にきめ細かな区分だと思えますが、学生が履修する場合に、例えばこの四つの総合、原論、内容論、方法論から各々 1 科目取るとか、そういう規定のようなものは設けられているのですか。

もう一つ、課題研究が具体的には実際どのように行われているかをお聞きしたいのですが。

(塩見専任教官) : 履修につきましては規定がありまして、学校教育実践学専攻のひと、教科教育実践学専攻の学生では若干違いがあります。教科教育実践学専攻の学生の場合には、総合、原論、内容論、及び方法論のうちから 3 科目以上選択する。それから、同専攻以外の専攻の連合講座で開設する授業科目のうちから 1 科目以上選択することができるという細かい規定をしています。

ただ、学校教育実践学専攻の場合は、所属する講座の授業科目のうちから 2 科目以上、同専攻の他の連合講座の授業科目のうちから 1 科目以上選択し、教科教育実践学専攻と同様に、同専攻以外から 1 科目以上選択することができることになっています。

(有光委員) : その場合に、実践学専攻のほうでも、3 科目 6 単位というのはそれぞれから取るということなのか、あるいは例えば内容論だけで 3 科目取ってもいいということなのか、その辺はどうでしょうか。

(連合大学院事務系長) : 履修規程上の制約はありません。ですから、内容論だけで単位数をクリアしている学生もいます。もちろんこの履修に当たっては主指

導教官からの指導が行われますので、分野をまたいで取れという指導が行われれば、そういう場合も出てきますし、特定の内容論だけで単位数をクリアする学生もいます。

(成瀬幹事) : あと課題研究のことですが、これは指導教官が3人で指導に当たっています。主指導教官と指導教官2人です。主指導教官が主に指導するのですが、指導教官も、学生の所属する大学に来ていただいて3人での教官で指導したり、あるいは、その先生単独で指導していただいたりして進めています。単位も3人で合議して認定するという形になります。

(高倉委員) : 自己点検・評価報告書の38ページのところですが、評価と課題の最初に、「学校教育学は研究と教育実践の融合」、まさにそのとおりで、わたしも教養審の答申や中教審の答申にかかわって書く場合には、「実践的指導力」とか「より高度な実践的指導力」と繰り返し書いていることですので、これが出てくるというのは非常にうれしいのです。

ただ、一つお伺いしたいのは、兵庫教育大学で修士課程と博士課程を連携もしくは一貫したものとするか、あるいは仕切り線を入れるのか、いろいろなお考えがあるかと思います。かつて教養審の第二次答申の「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」では、この研究と実践の話を「実践と理論の統合」と、「実践」と「理論」を入れ替えて書いたのです。非常に反発もありましたが、あれはやはり教育実践に対する気構えを示したわけです。これがドクターコースということになると、「教育実践と研究の融合」と逆さに書くわけにはいかないのか。あるいはそれはどう書いてもいいですが、「教育実践と研究」と書いてはいけないかというディスカッションが学内にあるのかないのか。それだけ、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

(山下研究科長) : その話は先ほど申しましたように、学部、修士、ドクター、すべて我々のところは「学校教育学」という話ですので、そういう意味では筋をきちんと通さなければなりません。特に初めに申しましたように、ドクターを出した学生が、学校教育実践学の構築という形で研究をやっていきますので、それをどのように現場に返していくかということが非常に大きなことです。その一つとして、教員養成系の大学への、あるいは人材としての役割ということになります。先生がおっしゃるように修士は修士だけとか、ドクターはドクターだけと切り離して考えることはできないと思います。

(高倉委員) : それはそのとおりでよく分かるわけですが、だとすれば、「研究と教育実践の融合」というのを、思い切って「教育実践と研究の融合」というように順番を入れ替えるといったお考えが、ディスカッションの中に出てきているのかどうかをお伺いしたかったわけです。

(佐藤副学長) : 教育実践学とは何かということについては、博士課程を作る過程においても、あるいはそのあとも、絶えず議論されてきていることです。当初この博士課程を作るときに、教育実践学とは何かということではいろいろ議論されまして、これらの議論をまとめたものが資料 5 の「教育実践学の構築」です。これらを踏まえて博士論文をこれまで出してきました。先生のお手元にあると思いますが、資料 6 に、博士学位論文第 5 号で最新のものをつけております。1 ~ 5 号まで、こういうものが積み上がってきたわけです。こういう最初の趣旨を踏まえて、出てきた論文がどうであるかという点検といいますか、そういう検討することが必要であろうということで、今、学長もそういう問題意識を持っておりまして、これから取り組んでいきたいと考えております。すでにこういう実績が出てまいりましたので、そのところをしっかりと反省したり確認をして、さらに教育実践学の構築に向けて進もうというのがわたしたちの考えです。

これにつきましては、もちろん修士課程が当然ベースにあるわけで、修士課程につきましても、これまでに教育現場の先生がたを中心に 5,000 人以上の修了者が出ております。修士課程と博士課程とを通じて教育実践学というものが、単にうたい文句だけでなく、本当にしっかり中身がどうできているのかということ、これからきちんと検証していきたいと考えております。

(岡本委員長) : 今の 38 ページの「評価と課題」ですが、二つめのパラグラフに、「総合共通科目以外にも」と始まっているところがあります。先ほどパワーポイントでも示されましたが、「従来の教育学、教科教育学及び教科専門科学の各専門領域を有機的に統合(化)した授業科目であるために」というくだりの主語は何と理解すべきでしょうか。

(塩見専任教官) : ちょっとここは読みづらいところですが、「普通の授業科目も」という文章が抜けているかと思えます。「統合(化)した授業科目であるために」、その辺につながると思えます。そこは欠けております。申し訳ありません。総合共通科目はそういう統合というような目的を持っています。そのほかの従来の専門領域の科目もそういう科目であるという意味です。

(岡本委員長) : 東京学芸大学連合大学院が確立をめざしている「広域科学としての教科教育学」は、50 年の教員養成の歴史の中で十分実現できなかったところですが、具体的にこの三つの領域が「有機的に統合した授業科目である」という、その統合は具体的にはどういう形で担保されているのですか。

(成瀬幹事) : 文章が分かりにくいということでおわび申し上げますが、「有機的に統合化した」というのは、先ほどご質問がありましたように、教育実践学という見地から、原論、内容論、方法論というのが本当にその機能を果たしているだろうかということ、もう一度見直すべきだということ、言いたいところだったのですが、文章が分かりづ

らかったので申し訳ございません。

(岡本委員長) : カリキュラムを拝見して、先ほどご質問もありましたが、特に教科教育実践学という観点から、各連合講座の科目を見たときに、総合共通科目は別ですが、例えば教育科学の領域の科目が履修されるような仕組みが組み込まれていると読み切れないものですから。

(塩見専任教官) : それは強制的に組み込んでおりません。ただ、主指導教官が「行ったらどうか」とアドバイスする場合はありますが、アドバイスがない場合には、学生のほうが取りに行かないことが多いかと思います。

(岡本委員長) : 分かりました。ほかにご質問はございませんでしょうか。  
それでは、従来の午後の部に入ります。3番めの評価項目である学位について、ご説明をお願いします。

(塩見専任教官) : それでは、学位の項目を説明させていただきます。ここは学位の概要、学位論文の審査、学位取得状況とあります。(p.77)

学位規則は、他大学も同様かと思しますので、割愛させていただきます。(p.77)

学位論文の指導体制。研究指導体制の流れですが、入学決定のときに主指導教官1人、副指導教官2人です。それから、主指導教官として研究指導を行う学生は、1学年1人を原則とします。副指導教官のうち、1人は主指導教官が所属する大学以外の研究科教官とします。2番めは研究題目の提出です。3番めは修了時ですが、そのときに研究指導実績報告書を提出します。(p.78)

本学では、博士候補認定試験を厳格にやっています。博士候補認定試験は、基本的には受験資格がありますが、全国レベルの学会誌に1編以上の論文を发表していることが必要です。それから、修了要件単位の2分の1を修得していること。この条件が満たされますと、博士候補の認定試験を行ってよいかということ代議委員会に諮ります。それで、了承されると、博士号の認定試験を行います。(p.78)

次に、学位論文の論文審査です。論文審査委員会は、課程博は5人で、主指導教官とあと4人の教官で行います。論博の場合は、推薦教官とあと4人の教官で行います。どちらも5で行います。

次は学位論文の審査です。課程博、論博の場合ですが、基本的にはまず、論文公聴会を開くということです。それから口述または筆記により最終試験を実施します。

それで、課程博士の手順は、審査結果報告と研究科委員会の議決を行います。議決は代議委員会ではなく研究科委員会でかけまし

て、3分の2以上の出席で、4分の3以上の同意が要ります。それで学位授与の可否を決定します。これは挙手で確認を取ります。

論文博士は、資格審査申請の提出、資格審査、学位論文審査申請手続きのような流れになります。(pp.79-80)

課程博士と論文博士の現在までの学位の授与状況です。課程博士は平成10年度から出しまして、合計は平成14年度で62人です。ただし、平成15年9月現在は64人、それから論文博士が18人です、さらに本年度3月に15人の授与を予定しています。課程博士10人、論文博士5人が学位論文の審査申請を提出しており、全員認められますと、もう少し数が増えます。本学では学位の名称は博士「学校教育学」ですが、学位授与状況表の括弧内の数は博士「学術」を出した数を内数で示しております。なお、論文博士で「学術」は出しておりません。入学後3年で学位を取得した者は29%、入学後3年を超えて学位を取得した者を含む場合は53%になります。(p.80)

学位論文題目の説明は、割愛いたします。自己点検・評価報告書47～49ページを参考にしてください。

学位の自己評価と課題です。課程博士について、年平均10人が学位を取得していますが、構成大学間連絡調整委員会において、3年間で学位を取得する者の割合が低いことが指摘されています。また、学位授与の円滑化の観点から博士候補認定試験の在り方及び、指導教官の指導体制を充実についての検討が必要なこと。3番めは、長期履修制度を導入して、余裕を持ったスケジュールが要るのではないかと。優秀な学生に対して、早期修了を検討すること。それから、外国人留学生の場合に、高度な学術論文を書ける言語能力を有しているか否かを入学試験の際に審査することが必要であると。これは後で入学のところで留学生の場合について説明します。次に、native speaker 教官の採用枠を増やして指導に当たることの必要性についてなどが、本学の自己評価と課題です。以上です。(p.81)

(岡本委員長)：ありがとうございました。それではご質問をお願いいたします。

(高倉委員)：教員養成系大学の大学院の論文が、果たして教育実践に結びついているのかどうかというのは、いつも議論になります。先ほども話に出ました「在り方懇談会」の場合もそうですし、教養審、中教審のときなども、幾つかの大学から特に修士論文の題目をお送りいただきまして、これでは文学部、理学部の論文とどう違うのかという議論が沸騰したことを覚えているわけです。そういったことを念頭に置きながら、今度の博士論文のテーマを見せていただきますと、学術博士をどう取り扱うかは今後の課題としましても、全体として、非常によく教育実践学にシフトされたテーマで整理されているように思います。恐らくその中で先生がたがいろいろとご指導なさって

いると思いますが，なるべくというよりも，どうしても教育実践学の方向へシフトするということについて，特段のご指導がなされているのかどうかをお聞きしたいというのが第 1 点です。これはいいなと思っているのですが，ご指導の賜物なのか，自然にそうなっているのかということです。

第 2 点は，長期履修の制度はともアンダーグラジュエイトで考えるのが一般のように思われる節がありますが，思い切って博士課程にこれを導入することについてのご提言が最後のところにあったことは，大いにそれを進めていただければという感想です。以上です。

(塩見専任教官)：ありがとうございます。学位に付記する名称は「学校教育学」であります。ただ，博士論文の内容によっては「学術」を付記することができるとなっています。ですから博士「学校教育学」を出したらということで指導しております。ただ，大学によっては理科がどうしようもないというか，「学校教育学」にシフトするのは難しいと思われるタイトルもありますので，そういう場合には「学術」ということも認めています。全体的にはやはり実践学ということ意識して指導しています。

(高倉委員)：ありがとうございました。実は，「在り方懇」などでもいろいろ議論がありまして，岡本先生はそのメンバーとして，学術博的なものを排除しないでくれと。「切磋琢磨」という言葉が使われたかどうかは忘れましたが，むしろ両方が併存することによって，よりよい実践学的な研究も推進されるのだというお立場であったことを付け加えさせていただきます(笑)。

(岡本委員長)：教員養成系大学・学部の教育研究体制の在り方として，いわゆる教科専門科学や教育科学が学術的基盤を必要としているという本質的問題のほかに，大学院修士課程を念頭においた発言でした。教員養成系大学・学部の博士課程は 2 つしかなく，入学定員は合わせて 42 人で，専攻領域 5, 6 人です。実際には，教員養成系大学・学部の修士課程を終えてから専門学部の博士課程に進んでいる人が相当沢山います。博士課程に進むために前期課程から入り直す人たちもいます。その中から教員養成系大学・学部のスタッフに加わっている人材も多いのです。

修士論文のテーマが限定されすぎてしまうと，専門学部の上に置かれている博士課程への進学道が断たれてしまいます。人材養成の仕組みの上からも，もう少し広く考える必要があるというのが私の発言の趣旨でした。ただその場合には別論文が必要だと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(古川委員)：2～3 お尋ねしたいのですが，1 点は，博士候補認定試験の際の全国レベルというものです。これは，先ほどの教官資格審査の全国レベルと全く同じ内容のものと考えてよろしいのですか。

(塩見専任教官) : はい、そうです。重要な試験です。

(古川委員) : それで6か月前に1編で、最終的には1編でよろしいのですか。

(塩見専任教官) : 最終的には、もう1編加えて2編です。

(古川委員) : 分かりました。

もう1点は、兵庫教育大の場合は在学中の者に課程博士を出すのですね。在学中であるということが前提ですね。というのは、農学連大のほうでは、提出後退学する者もいるのです。これの取り扱いに苦労するところがありまして、退学の日にかかのぼって課程を認定すればいいのかもしれませんが、そういうケースはないのでしょうか。すべて在学させるとなると課程を出す以上は、過年度であっても在学させるということになります。これは授業料を払う学生の側からいうと、非常に負担を強いるわけです。そのように負担を強いているのか、ということをお尋ねしたいのです。

(塩見専任教官) : 連大のところは論文を出して退学ということはないのです。今後のことは分かりませんが、一応在学して課程博士というのが現在やっていることです。今後はいろいろとご意見を頂いていきます。

(古川委員) : これは学生の多様化に応じるときには、多分こうです。私どもの鳥取大学連合農学研究科はすでにいろいろな学生が来ます。外国人もたくさんおります。もちろん修士から上がってくる者もおれば、教員の人も、同じように社会人の人も、いろいろな人がいると、授業料納入の点で、外国人が特に困るのです。とにかく提出してやめてしまうと、やめる時期によっては、ややこしいことが起こってきます。今は、こちらのほうではないということですね。在学させている者に課程博士を出しているということですね。それは定義どおりで理想的なのですが、現実はなかなか違うと・・・。

(塩見専任教官) : そういふことがあることはわたしも分かっているのですが、そういう場合には「もう半期、授業料を出してください」といってお願いするといふか(笑)。今のところ、そういう戦略ですね。将来、学生の立場で考えなければいけないのかもしれないかもしれませんね。

(山下研究科長) : ただ、このような例があります。3年課程の単位を取りまして、その時点でやめて、1年以内ならば、課程と同じような条件で論博を与えることはありますが、恐らく先生がおっしゃったのはそれよりもっとシビアな話だと思いますので。

(有光委員) : 博士論文審査の流れについてお尋ねします。一つは今の博士候補認定試験ですが、1年後に論文1編があれば認定試験が受けられると。それに通りますと、2年生の段階で学位論文を出して審査を受けるといふことができるのか。また学位論文が通れば、2年で修了

ということもありえるのかどうかをお聞きしたいのです。その場合の認定試験は、個々の学生について、それぞれ行うということだろうと思います。そうしますと大変な労力と時間を要することではないかと思うわけですが、その辺についてもご説明をお願いいたします。

もう 1 点は、論文審査委員会のほうです。自己点検・評価報告書 43 ページに説明がありましたが、それによると審査委員会では、副指導教官は参与しないと受けとれるのですが、また、審査委員会のメンバーに他講座の教員が加わることはあるのかどうか。それから、審査委員会は最初の資格審査と本審査の二段階制がとられているようですね。いずれも学位論文を要求しているということになりますと、どう違ってくるのかということが気になりますし、学位論文がその間に多少手直し、書き直されることもありえるのか。その辺をお聞きしたいのですが。

(塩見専任教官) : 最初の二つですが、2 年で修了ということが理論的にはありうるかと思いますが、先ほどの今後の課題というところでお見せしましたように、現在はまだ議論が熟しておりません。2 年で修了した者はまだおりません。

それから認定試験は学生個々にやります。まとめてやるということとはとてもできません。論文のでき具合とか、要するに基礎となる発表した論文が全然違いますし、やはりこれは個々の問題かと思えます。

それから、副指導教官は二人いますが、そのうちの一人は入れるのです。ただし、これは他大学の副指導教官という細かい取り決めですが、入っていただきます。他講座の先生がたも場合によっては、領域が似ていますと、もちろん入っていただくということですよ。例えば心理学でしたら、よその領域で、教育実践学で心理学をやっている先生がおられれば、「お願いいたします」ということで入っていただくことは、ケースとして何ケースもあります。

(成瀬幹事) : これまでに他大学の先生に審査に加わってもらったことはありました。今後も専門領域が近ければお願いすることもあります。

(岡本委員長) : ほかにはございませんか。

(有光委員) : 資格審査と本審査の関係・・・。

(塩見専任教官) : 資格審査というのは論文博士のほうでしょうか。

論文博士の場合には、一応そうなのです。ですから、二重にやっている場合もあるかと思えます。そこら辺ダブリは指摘はされています。ただ、規定上はそうなっていますので、現在は重複して行っております。その論文が該当しますかという検討と、本審査をやっています。その辺は複雑なところかもしれません。

(有光委員) : その辺については、東京学大のほうでも今いろいろ議論のさなかに



あるものですから，ちょっとお聞きしたのです。

(新井委員)：何点かお聞きしたいのですが，1点は，先ほど学位取得率が低いというお話がありましたが，低いと判断される基準はどういうものでしょうか。

第2点めは，博士候補認定試験という制度がありますが，これは博士論文をエンカレッジする役割として作ったのか，それともセーブといいましょうか，少し慎重にしていこうという，抑えるような方向で設置されたのか(笑)。

3点めは，先ほど高倉先生が博士論文のテーマを見て非常に実践学のおいを感じたとおっしゃっていましたが，わたしはまだ道半ばかなと感じます。ご努力は非常に評価させていただきますが，ニュアンスの違いがありまして，全体的に自己評価を見ましても，先生がたがそれほど自信をお持ちで書いているという雰囲気ではなかったように思います(笑)。何か自信がなさそうな，申し訳なさそうな感じで自己評価なども書いてありましたので，もう少し何かご工夫のお考えがあるかどうか，そんなところをお聞きします。

(塩見専任教官)：学位授与率について，どのくらいパーセントが低いか高いかというのは分かりませんが，3分の1，あるいは2分の1以上だと，まあクリアしているのではないかと思います。それにしても24人は入ってきますので，できるだけ出したいというのが我々の本音です。その本音から比較しますと低いかなということもあると。目標値です。

(成瀬幹事)：実践学の指導体制ですが，指導教官と副指導教官3人で行いますが，そのうちの1人は原則として教科教育の先生に加わっていただくということをしています。それは実践学というものを意識して指導しているところですが，原則としてですから必ずしもそうでもないケースもあります。

(塩見専任教官)：もう一つ，2番めのご質問ですが，認定試験が敷居なのか奨励しているのかというのですが，これは両方かと思いますが，認定試験をもって論文を一つ書きなさいと。そうしますと，次の論文に行けますということで奨励していると。もう一つは，やはり一つぐらい書いてくれないと，とても学位は出せないという感じで設けているのです。ですから両方だと思えます。新井先生のご質問，どちらかというよりは，どちらもという感じです。

(岡本委員長)：今の問題にかかわるのかもしれませんが，自己点検・評価報告書の42ページの3行めで，「学生に対して求める研究業績のレベル」がいられています。これは認定試験の受験資格の問題としてのことをいっておられるのでしょうか。

(塩見専任教官)：これは先ほどご質問のところともかかわっていると思いますが，研究論文のレベルは教官のレベルを準用して・・・。

(成瀬幹事) : 教官資格審査ですね。そこで定めた基準がありまして、それに準ずるといことです。

(岡本委員長) : そうすると、候補者の認定試験の受験資格にかかわる問題ですか。

(塩見専任教官) : そうです。認定試験を受ける場合には論文が一つ要るわけですが、そのときの論文のレベルということで、我々がこちらで呼んでいるA論文という全国誌レベルのものです。それが一つです。

(岡本委員長) : 資格の問題なのですね。つまりお聞きしたいのは、学芸大学の場合には試験はやっていないけれども、レベルはそれぞれの講座が内規を設けていて、それに照らして進めています。それに相当するのかなと思ったのです。

(塩見専任教官) : こちらのほうは「実物で見せてください」という感じなのです。だから、講座で判定するというよりは、これで一応見ましようといことです。

(岡本委員長) : 多分結果としては同じになるのかと思います。

それから、公聴会も大事な制度だと思いますが、そこに参加しておられる方々の実態はどんな具合でしょうか。直接の関係者だけではなくて広く大勢の人が参加しているのでしょうか。

(塩見専任教官) : 公聴会は一応審査委員の先生がた、それから「公聴会を開きます」ということを張り紙等で周知しまして、何月何日の何時から行いますので来てくださいという感じで、たくさん院生あたりが来られることもけっこうあります。それから、ほかの講座の先生が来られる場合もあります。そのような形での公聴会です。

(岡本委員長) : 期待されている実態になっていると理解してよろしいのですね。

(塩見専任教官) : かなりの数にはなっていると思います。

(成瀬幹事) : 実際にわたしの身近な例では、兵庫県からかなりの方が聞きにいらっしまったといことです。それは非常に論文のレベルが高いといいますか、興味のある内容でたくさんの方が集まった例もあります。

(岡本委員長) : 先ほどの候補認定試験ですが、平成13年度はいろいろな面で少し実績が下がったデータが出ていますが、候補者の認定試験も急激に下がっていますね。そのあとは回復していますが、これは何が原因であって、それに対して何か対策をとられて実績が上がってきているといことなのか。何か自然の要因が働いて、たまたま13年度は低かったのか。そこを教えてください。具体的には自己点検・評価報告書41ページの表の4-1です。

(塩見専任教官) : これは数が確かに減っておりますが、もし現職の先生がたが多い年度でしたら、職を持ちながら論文を作ったりするのがなかなか大変なので数が少ないということですが、最終的には1年、2年研究されますと、この数は増えてきます。現段階ではこのような数字ですが。ただ、平成8年度はもう修了している段階ですので、14年度で見ましたときには、8年度は6年生なのです。ですから、100%あって当たり前のところですが、一人だけお出しになっていないということなのです。

(岡本委員長) : ほかにご質問がございましたらどうぞ。

(古川委員) : もう1点だけお尋ねしたいのですが、これまで42人の課程博士を出されて、外国人は5人と。今はちょっと多いかもしれませんが、これは私どもと比べると随分違うのです。私どもは長いですが、312人課程博士を出して、190人ぐらいです。これは設立の趣旨とも大きくかかわっていると思いますが、現在は現職の先生がたに勉強してもらおうということではかたない面がありますが、外国人の学生をもっとお取りになるような計画はございますか。それは考えておられないのですか。

(塩見専任教官) : これは後でも説明しますが、現在のところ特別枠はこちらのほうでは作っておりませんので、入学試験を勝ち抜いてやってきてもらうシステムになっています。これは今後の検討課題になっています。

(岡本委員長) : 評価と課題のところ、パワーポイントにも出ましたが、自己点検・評価報告書49ページで、native speaker 教官の採用枠を増やすということが書かれています。現状は何か枠があるのでしょうか。実際には何人ぐらいの方を選考しておられるのでしょうか。

(塩見専任教官) : native speaker の採用枠は、特に今のところは持っていません。ただ、そういうことがあって、いろいろ国際化の時代でもありますので、そういう教官が欲しいということを書いています。

(岡本委員長) : 枠を増やすという。

(塩見専任教官) : 「採用枠」という書き方が誤解を招くかと思いますが、今のところそういう枠はありません。

(岡本委員長) : 分かりました。

(成瀬幹事) : 学内には1人だけいらっしゃいます。その先生は連合研究科の教官ではないのですが、実質的にはいろいろお世話になっている状況です。

(岡本委員長) : ほかに学位についてご質問はございませんでしょうか。それでは、学位については以上で終わりますして、次の教官の教育研究活動の説明をお願いいたします。

(塩見専任教官) : それでは 4 番めの評価項目の教官の教育研究活動として、教官の研究活動及び連合講座について説明いたします。(p.82)

教官の研究活動で、本学で始めたものが、15 年度から実施したものがあつたのですが、一つは共同研究プロジェクトということで、これは総額が約 1,000 万円です。3 年間で 1,000 万円ですが、旅費が約 200 万円です。プロジェクト期間は 3 年間で、毎年度平均 1 ~ 3 件の新規プロジェクトを採択します。本年度は 3 件のプロジェクトを採択しましたので、来年度は 1 件ということになります。研究成果は関係学会誌に論文として公表することを義務づけているほか、シンポジウムや HP で公表することを義務づけています。本年度は「教師コミュニティーの創成を通じての教員養成・現職再教育プログラムの開発研究」「適応障害の包括的支援システムの構築」「青少年の危険行動と学校教育 総合的発達支援及び養護性の育成」という三つのプロジェクトについて、これは 4 大学が共同で実施するというこつです。(p.83)

次に教育実践学論集。これは東京学大もそうですが、我々のところも論集を出しています。我々のほうは「教育実践学論集」と「学」を付けて「学論集」という名前にしてあります。「研究科の研究活動の推進及び研究者間の研究交流を図り、教育実践学の構築と発展に貢献すること」というこつです。1 号から今年度の 3 月に出す予定の 5 号までお示ししていますが、5 号での投稿数は 20 で、採択数が 10 になります。これはそれぞれの講座から教官を 1 人ずつ出しまして、論集委員会なるものを作りまして厳正に審査をするわけです。審査は連合大学院の教官、それから協定を結ぶ東京学大の先生がたにもお願いしてあります。レフェリーはけっこうきついですが、このように発刊しています。

教官が書いたものは、括弧が教官の数です。なお、かぎ括弧は、研究科教官が単著、あるいは筆頭者で書いたものです。そのように、研究科教官も積極的に投稿しているものです。

4 号のところでは若干投稿数が落ち込んでいますが、これは応募のスタイルを変えたので戸惑いがあったのかと思います。分母では投稿数が減っています。しかし、そのときはよい論文ばかりで、レフェリー全員がオーケーしました。厳正なレフェリー体制をやっています。これは新井先生が教育心理学会の理事長をされていますが、その編集と並び劣らず厳正にやっています。(p.84)

協定を結んでおりまして、東京学大教官のレフェリーをお願いして、今回の 5 号では 20 人の先生をお願いしています。学会・社会との連携、下のほうですが、4 大学を基礎にして作った日本教育実践学会があります。これは 4 大学といいまして、東京学大の先

生方にも理事に入っていたいただいております。また、芸術教育実践学会，日本学校音楽教育実践学会，日本生徒指導学会とも連携しています。（p.84）

次に各連合講座の説明を行います。

- ・学校教育方法連合講座の基本概念は，学校教育実践の内容と方法の開発です。
- ・学校教育臨床連合講座は，幼児・児童・生徒の健全な人格形成という視点から学校教育実践の一層の発展に寄与することを目的とする。基本概念は「教育・臨床的発達支援」です。
- ・言語系教育連合講座は，言語認識と言語行動を包摂する，高次の「言語表現」を基本概念とした教育研究を行っています。
- ・社会系教育連合講座は，「社会認識」を基本概念としています。
- ・自然系教育連合講座は，「科学的創造性」及び「科学力の獲得」を基本概念として教育研究を行っています。
- ・芸術系教育連合講座は，「芸術表現」と「芸術環境」を基本概念として教育研究を行っています。
- ・生活・健康系教育連合講座は，保健体育科，技術科及び家庭科の領域を包括し，「環境への適応と醸成」という基本概念を基軸として教育研究を行っています。（pp.85-88）

最後，評価と課題です。共同研究をもっと推進したほうがいいだろうと。それから，学生にかかわってリサーチアソシエートといいますか，研究助手のような制度を導入したらどうかと。これは，DCやPDに類似のもの。3番めが，複数指導体制をもう少し徹底しましょうと。それから，本研究科独自に社会との連携をする。5番めは，教育問題に関する各種審議会等に積極的に参加するようにしたらどうかということです。さまざまな手段を通じて研究成果を公開するように積極的に打って出しましょうと。6番めは，学校病理の問題が最近多いので，学校教育現場等の実践者への参加，教育委員会や研究機関等の協力を得て，高度で具体的な問題解決研究を行い，その成果を学校教育現場に導入する必要があるだろうということです。以上です。（p.88）

（岡本委員長）：ありがとうございました。それでは，ただいまご説明いただきました教官の教育研究活動に関するご意見をいただきたいと思っております。

（高倉委員）：共同研究のプロジェクト，後からプリントで追加をお送りいただきまして，ありがとうございました。素晴らしいプロジェクトを採択されて，今年度から進んでいるということで敬意を表します。わたしの前任校の経験で，こういうことが兵庫教育大であるのかどうか分かりませんが，学内でこういうプロジェクトを選んでお金を出さず，財政補助をするということを一生涯懸命やればやるほど，学内の先生がたが外部資金を導入することに対してやや腰砕けになってきて，外からよりは中からのほうが楽だという姿勢を示す。これは必ず出てくる・・・。いや，兵庫では出ないと思っておりますが，わたしの

前任校では出た。そこで、これは一つの経験ですが、どんなことをやったかという点、外部資金に対してアプライしていないものは学内プロジェクトにアプライさせない。こういう決定でやったことがあります。今年から始めた試みなので、急にということではありませんが、またいろいろなことが出てきたらということで感想を申し上げました。

(岡本委員長) : ほかに。

(有光委員) : この問題については、いちばん関心が出てくるのは COE の問題です。東京学大にもわか仕立てに準備して残念ながらだめだったのですが。兵庫の場合は一応挑戦されたわけですか。今後どういう準備体制を整えようとお考えですか。

(山下研究科長) : 先生がおっしゃる、そのものずばりです。ですから、これを育て上げて、COE に通りうるような研究に仕上げたいということも、ひとつ思っています。

(岡本委員長) : ほかに何かございませんでしょうか。

(古川委員) : わたしの聞き違いかもしれませんが、全国レベルの学会誌に出すものですが、あれは指導教官の先生が筆頭著者になった分の数字と、もちろん申請する学生、どこかに数があったのですが、これは筆頭著者でないといけないのですか。この 1 報とか、または最後の 2 報で。私どもはそのようにしているのですが、筆頭著者でないと。先生が筆頭の場合はだめなのですか。そこは連名を認めない。

(塩見専任教官) : 院生の場合は筆頭でないとだめです。理科とかそういう場合は、その順序は必ずしも一定していないらしいので、理科の場合は必ずしもそうではないです。

(山下研究科長) : 例えば極端な場合、数学ですが、これは名前を A, B, C 順につけなさいという話があるらしいです。ですから、そういう場合にはやむを得ない話ですから。ただ、他の人たちがその論文で学位を申請することはいたしませんという誓約書は出させます。

(古川委員) : それは分かります。筆頭という意味は、所属している学会によって、学術誌によって必ずしも。その論文に対する貢献度が大きくて、内容の全責任があるというのを筆頭というようにわたしは理解しているのですが、必ずしもそうではない雑誌があるということなのですね。そういう場合は共著的にもものでもよろしいと。分かりました。

(新井委員) : 教育実践学論集で、投稿数が採択数の倍ぐらいあるというデータがありますが、審査をするときの主な基準は明示されて先生がたに示されているのですか。それとも、その辺は少しシークレットになっ

ているのでしょうか。

(塩見専任教官) : 査読要領がありますが、それは載せていません。これは公表していません。一応ありますが、それはほかの学会の査読と同じです。例えば誤字が多いからペケにするとかいうことではなく、やはりレベルの問題とかそういうことです。3人でレフェリーしまして全員丸ならオーケーですが、ややこしいのは一人がペケしてとか、そこら辺になりますと、多分レベルの問題です。

(新井委員) : いわゆる実践というものをかなり意識した審査をされているのか、あるいはいわゆる学術雑誌としての体裁を重視しているのか、その辺は、いかがですか。

(塩見専任教官) : 実は今年度はわたしが委員長をしているのですが、去年と今年です。質問が来ます。「これは実践の論文・論集ではないですか」と。でも、そうではなく、これは実践学だと。「学」ですので、基礎研究ももちろんある。ですから、ある程度論文としてのレベルは守りたいというのがわたしの意向です。論文として。実践だからといって、全部フリーパスにするわけにはいきません。実践も、ちゃんとある程度はサイエンスというところはやはり……。これはわたしのいちずな考えですので(笑)。

(佐藤副学長) : よろしいでしょうか。お手元に資料7 教育実践学論集の資料が入っていると思いますが、後ろのほうの90～91ページにレフェリー用の書式をつけています。このように審査しますということを投稿者に分かるようにしております。90ページに論文の審査報告書がありまして、そこを見ていただきますと、この論文の研究内容、研究方法に関して、その新規性、独創性及び教育実践学における意義についてという観点をあげていますので、これに照らして審査をお願いしますというようにしています。そういう意味では、教育実践学という視点で審査してくださいとお願いしているわけです。

(岡本委員長) : 今のことにかかわって、もう一つお尋ねします。こちらの論集は東京学芸大学の論集と違って、学外に開いておられますね。これも一つの特徴かと思います。学外からの投稿と関係の方々の投稿の比率はいかがでしょうか。

(塩見専任教官) : 今年も学外の方の応募が、わたしの覚えでは2～3本あったと思います。全然本学とは関係ない人が応募されてきたということです。ホームページで見られるようになっていきますので、応募されてきます。

(岡本委員長) : 毎回2～3編は入っているということですか。

(塩見専任教官) : 毎回といわれますと、わたしは詳しいデータを頭に入れていないのですが、本年度はありましたし、去年もあったような気がいたしま

す。

(岡本委員長) : 現職の先生がたでしょうか、あるいは大学の関係者でしょうか。

(塩見専任教官) : 現職の先生がたが多いです。

(岡本委員長) : 自己点検・評価報告書の 51 ページの教育研究分野一覧や、後ほど 65 ページ以降の連合講座の各講座の説明を見ますと、教育心理学の研究分野の先生がたが、学校教育方法連合講座と学校教育臨床連合講座の両方に、同じ研究分野の名称で出されています。先生がたは間違えることはないと思いますが、学生から見たときに分かりにくいということはないのですか。

(塩見専任教官) : おっしゃっているのは教育心理学という科目かと思いますが、教育臨床講座の場合は、よく会議では出てきませんが、臨床心理学に変えてほしいと。一応設置審かそこら辺の制約などもあったかと思いますが、こちらのほうは教育心理学となっています。ダブっていますが、学生が間違えることはないと思います。この募集要項に一覧表が載っています。各先生はこういう研究をしていますというものです。それに合わせて、学生のほうもチョイスをしていると思います。

(岡本委員長) : 設置審とは直接はかかわらない、研究科の中で決めれば済むレベルの問題ではないかと理解しますが、分かりやすいほうがいいのではないかと思います。それを見ながら拝見しておりました。

それから、自己点検・評価報告書の 59 ページに、教官の教育研究指導というところがありますが、その説明の 3 行めに、将来編成科目数、編成枠組みの変更によって合理的に効率化すると書かれていますが、具体的にはどういうことをいっておられるのですか。

(成瀬幹事) : 実際によく似たような授業科目名があります。そのために学生が受講する場合に、不都合のないように授業科目を組み直して効率的にしたほうが学生にとっていいのではないかという意味で書いたところ です。

(岡本委員長) : もう 1 点、先ほどご質問したこととも関係しますが、自己点検・評価報告書の 66 ページのカリキュラムの第 3 パラグラフに、「次にこの科目の内容を説明する」とか「現在、学校教育に求められていることとして」として、幾つかの課題が挙げられていますが、学生はどのように履修しているのでしょうか。全く学生の興味のままに履修するのか、先生がある種の体系化を前提に、研究科の特徴に合わせた履修の仕組みを指導しておられるのでしょうか。

(塩見専任教官) : これは専門科目を羅列しているだけのように見えますが、一応シラバスに内容がきちんと書いてあります。それから、「学校教育の方法」というのが、この中ではいちばん統合的なものです。これは学



校教育方法連合講座へ来た学生の場合ですが、「学校教育の方法」をまず取ってくださいと。あとは3科目取ってくださいという指導のしかたです。「学校教育の方法」以外は並列的な並びになっています。学生にとって分かりにくいかもしれませんが、ただ、シラバスではきちんとなっていますので、大丈夫だと思っています。

(岡本委員長) : 細かいことで恐縮ですが、近藤先生がおられるのでお尋ねします。自己点検・評価報告書の51ページの分野のところですが、中に教育内容方法論という教育研究分野が立てられています。ご担当の先生がたの領域は教育工学、あるいは情報学ですが、この「教育内容」は具体的には何を指しているのでしょうか。方法だけでなく、内容というのは何をいわんとしておられる命名なののでしょうか。

(近藤幹事) : それでは、わたしのほうから答えさせていただきます。この「教育方法内容」の中での「内容」とは何かとおっしゃられましたが、教育工学という分野の中で扱う内容というのは、いわゆる従来の概念からいいますと教科教育的な内容もありますし、そして新しい学習指導要領が実施された際に、情報手段など、新たに求められる学習方法、内容です。

一つ具体的な話を申し上げますと、総合的な学習の時間などの取り組みについての内容を、どういう考えのもとで具体的にどう編成していくか、内容を作り上げていくかということ、教育工学の場合は特に実証、実践ということを非常に重視しますので、実証するに当たっては、従来の科学的な手法、それからいわゆる反省的な方法というような主意的な研究方法に基づいて、常に改定に合わせて何年か前から取り組んでやってきているということです。したがって、ここの内容はさまざまな領域をカバーしているということです。

(岡本委員長) : ありがとうございます。ほかにご質問はございませんでしょうか。

(古川委員) : たびたびすみません。自己点検・評価報告書の64ページですが、2番めのパラグラフです。「本研究科に所属する教官は、それぞれの専門分野における学会において、精力的に研究活動を行っている」ということですが、国際的な学会での活動があまり書かれていないのです。当然先生がたによってはたくさんあると思いますが、そういう点はいかがでしょうか。国内だけが活動の場ではないような気がするのですが。

(塩見専任教官) : もちろん国際学会で発表されている先生がたもおられますので、この記述では確かに抜けていると思います。数は把握していませんが、国際学会に発表に行かれる先生も相当おられますし、そういうところは書いておかなければいけないところかと思います。

(古川委員) : 学校教育実践学というのは、国際学会にもお入りなのですか。この辺はわたしは全然分からないのですが。

(塩見専任教官) : 学校教育実践学の国際学会というのは、多分 teaching や school education とか、そこら辺の分野かと思います。だから、実践学、practice だけが前面に出たものは、わたしは不勉強で知りません。

(成瀬幹事) : 全体として、連合研究科としての活動が、評価書をまとめた段階では、ほとんどございませんでした。現在、学内の研究プロジェクトが発足しておりますので、プロジェクトに参画されている先生方によって対外的な、国際的な活動が行われるはずです。

(古川委員) : そうですか。期待します。

(塩見専任教官) : 国際学会は、大体 school が入っていれば実践に近いかと思いますが、それが即実践学ということではないかと思います。アメリカなどでは school psychology とか、たくさんそういうものがありますので、そこら辺なども研究している先生は一人二人はおられます。

(有光委員) : 一つ先ほども出た話ですが、資料 10 の兵庫と東京学大の比較の表ですが、ここで際立って数字が違うのが、いわゆる専門分野数と授業科目数なのです。この専門分野数のほうは、専門分野をどうくくるかというくくり方で数が違ってきているのだらうと思いますが、授業科目数は兵庫教育大学が 92 で、それに対して東京学大は 39 と半分以下です。何かサボっているような(笑)。東京学大の場合は「基礎内容研究 1・2・3・4」というような形で記号化されて括られているので、授業科目数としては表に出る数が少ないと。先ほどの編成枠を編成し直すという話は、そういうことに通じることなのかと伺ったのですが。

もう一つ、全然別のことをお聞きしたいのですが、自己点検・評価報告書の 64 ページの全国の大学、学会、社会との連携協力の中で、他大学のドクターで開講されている授業との単位互換とか、そのようなことを考えられているのかどうかをお聞きしたいのです。

(山下研究科長) : 後のほうの話から。単位互換のことですが、例えば設立の趣旨、目的、方向性が同じような大学があれば、それをやってもいいのだらうと思いますが、ただ、先生のところも「教育学」になっておりまして、「学校」というものが抜けております。まず恐らく、将来は東京学芸と兵庫教育との間の単位互換のようなことから始まるのではないかと思います。ただ、それは最終目的がどこなのか、どのようなプロセスで、そこのところをはっきりしておかなければ、ただ単に習ったとか教えたということだけでは具合が悪いのではないかと思います。将来検討してみたいと思います。

(塩見専任教官) : 確かに兵庫教育大のほうに授業科目数も 92 で、東京学大は 39、約

40 ですから，2 倍強ありますが，区分のしかたが細かいのでしょうか。そういうところで，先ほども出てきましたが，成瀬幹事がお答えしましたが，統合ということも視野に入れなければいけないのではないかとこともあります。そうかといって，東京学芸大さんのように減らすわけにもいかないだろうというところで，ここはジレンマのようなこととなります。

(岡本委員長)：データの出し方もかもしれませんね。ほかはよろしいでしょうか。

では，最後に 1 点だけお伺いします。先ほどパワーポイントでご説明いただきましたが，自己点検・評価報告書の 79 ページの最後の評価と課題のところに，地域の連携のことが書かれておりました。これは連合大学院として各構成大学が連携してなされるのか，あるいは学部，修士課程を含めた大学単位で個別になされるのか，いろいろありうるかと思えます。特に連合大学院の役割として何か考えておられることがあればお教えいただきたい。

(山下研究科長)：ただいまのご質問ですが，先生がおっしゃるように確かに，例えば構成大学というものがあまして，構成大学に所属する先生がたはその大学に籍を置いているわけで，兵庫教育大に対しては併任の発令になっている先生です。逆に，各連合講座は講座ごとです。だから縦の並びと横の並びがあまして，先生がたは二面性を持っていらっしゃるということがあります。

いずれにしても，これはわたしの意見ですが，その問題に対しては，いろいろなところで先生がおっしゃることが出てきます。各構成大学でやっていらっしゃる事業に，その大学の構成員の一人として参加される場合もあります。そうすると，連合大学院の存在が非常に弱くなったような印象を持たれる場合もあるかと思えます。しかし，いずれにしても，どこでそういう研究成果をどういう形で出そうとも，そのような地域との連携を，どんな形であろうともやっていかなければ，最終的には連合大学の主たる目的である学校教育実践学というものが成り立ちません。ですから，どんな方向でもいいからやるということ。連合大学院としては「やりましょう」ということであって，全体として連合大学院として「どうしましょう」ということがちょっと言えないし，むしろそれを言ってしまえば，逆にアクティビティが落ちてしまうのではないかとというジレンマもあります。その辺は検討はいたしますが，非常に難しい問題があると思えます。

(古川委員)：今の連携に対してコメントを申し上げたいと思います。わたしたちの連大では連携というのは制度的に持っています。それは，高度な教育研究にかかわれるような組織がその地域にあれば，その組織と連携をすると。どういうメリットがあるかということ，客員の教授や助教授で入れます。現に学生定員が 1 人増えたのです。ということは予算定員が増えると。それは文科省も認めている連携の制度です。埼玉大学と理化学研究所の間とか，幾つか関連するところで高度な教育研究に携われるスタッフがいるような機関があれば，そこ

と連携を組むことはメリットがあると思います。

(岡本委員長) : ありがとうございます。最初の総論のところにもありますように、実践学の成果は広く教員養成大学に対して供給することでもありますから、各構成大学に対しても、その成果は当然還元される。連合大学院レベルで行う活動、大学を挙げて、あるいは学部を併せて行う活動等、その現れ方はいろいろあるのではないかと思います。ありがとうございます。

よろしければ、最後のテーマに移りたいと思います。学生の受け入れ、教育研究活動及び進路につきましてご説明をお願いします。

(塩見専任教官) : それでは、学生の受け入れ及び教育研究活動及び進路について説明します。これは4節まであります。学生の受け入れ、学生の研究活動、奨学と研究環境、修了生の動向です。(p.89)

第1節、学生の受け入れですが、平成8年度は91人でしたが、9年度は38人に減っています。あとは減ったり増えたりという感じですね。入学定員は24人、入学者数は15年度は27人となっています。年齢別では志願者・入学者とも25～29歳が最も多くなっています。(p.89)

学生の受け入れのうち、現職教員の受け入れです。平成8年度の志願者数は33人、15年度は22人となっております。また、現職教員の受験者数の割合は、全受験者(累計)で約30%になります。

現職教員入学者の状況です。平成15年度は、27人の入学者のうち14人が現職教員でした。入学者(累計)のうち現職教員の割合は約30%、平成15年度は51%となっております。

入学した現職教員の学校種別についてですが、高専、短大、大学教職員が35%、高等学校26%、小学校と中学校がそれぞれ12%、あと幼稚園の先生や、特殊学校教員、それからその他教育委員会等で、教育に関係する分野の先生がたが入学されています。

次に、外国人留学生です。留学生の受け入れの枠を作っておりませんので、試験を勝ち抜いて上がってもらわないと、今のところはどうしようもないところがあります。(pp.90-91)

第2節、学生の研究活動です。フレックスタイムのカリキュラム制度を導入しております。これは、開講日や開講時間を工夫できる制度です。平成15年4月1日から制度を弾力化しました。制度利用対象は職を有する学生、または在学中に就職した学生に拡大しまして、利用年次の制限を撤廃しました。以前は3年のうち1年は来てくださいということでしたが、それを撤廃しまして、3年フルにフレックスでも可能としました。フレックスを利用した累計数としては、平成15年度は24人です。念のため申し上げますがこれは1、2、3年の3年間の学生数のトータルです。(p.92)

次は奨学と研究環境で、院生の研究環境がどんなものかということです。講義棟などの1室を院生研究室として設定しております。ただ、院生は教官の実験室、研究室で研究している場合のほうが多いかと思えます。(p.92)

修了生の動向です。学位授与率は、平成14年度のデータですが、入学後3年を越えて学位を取得した者を含んで53%、入学後3年で学位を取得した者29%となっております。修了者の動向として、データは15年10月現在ですので、平成12年度の入学者24人のうち、3年で修了した者11人で、4年で修了した者1人となっております。(p.93)

就職状況は困難な状況が続いております。修了者の進路状況は現職の先生が現場に復帰することを含み、国立大17%、公立大教官が5%、私立大20%、高専の教官が5%となっております。(p.93)

最後に課題と展望を説明します。現職教員や教育委員会における研修・指導担当主事及び教育行政管理職等の受け入れを積極的に行うこと。それから、研究者養成と教育専門職養成の二つの観点からもアドミッション・ポリシーを明確化すること。現職教員や外国人留学生に対する入学試験方法の改善や特別枠の設置。先ほど説明しましたが、外国人留学生の入学及び現職教員の試験について検討すること。また、英文による本研究科のパンフレットを作成し、配布すること、それから就職支援のネットワークを構築すること。

それから元に戻りまして、研究の質をさらに高めるということになるかと思えます。この辺は就職のことなど難しいところがありますが、ご示唆を頂ければありがたいと思えます。以上です。(p.94)

(岡本委員長)：ありがとうございました。それでは最後の課題ですが、どうぞご意見、ご質問等をお願いします。

(高倉委員)：二つほど教えていただきたいのですが、フレックスタイム・カリキュラムの制度というのは、14条特例とはまた別なものですか。もう一つは、修了生の動向のところは何パーセントという割合になっていますが、あれは常勤、非常勤、あわせて計算されているのでしょうか。

(塩見専任教官)：フレックスタイムは14条特例の制度です。概要として、レギュラーに何曜日に来るとか、そういうことはなしに来ていただく。土日を使うということです。ですから、校長などの認可を頂けば、時間枠に関係なしに、こちらのほうで対応するということです。就職については、非常勤は入っておりません。常勤だけの数です。

(高倉委員)：ありがとうございました。

(成瀬幹事) : 自己点検・評価報告書の 99 ページは、非常勤の数が記入してございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

(有光委員) : 一つは入学者の内訳ですが、新卒の入学者と現職とかなり違って来るだろうと思います。それぞれについて、出身大学ないしはマスターがどこであるのか。構成大学 4 大学でもそれぞれ異なっているだろうと思いますし、それ以外のところからも当然来ているだろうと思います。現職の場合には、出身大学というよりも、どの地域の出身の方でしょうか、地域がどの程度の広がりを持っているのかということ伺いたいです。

第 2 点めは、留学生の入試に際しまして、全く特別枠を設けているわけではないというご説明がありましたが、入学試験の選抜の成績の評価についても、全く一律に考えられているのかどうかをお伺いしたいのです。

(山下研究科長) : ご質問の 2 番のほう、留学生に関しての話ですが、わたしは日本人と全く同じことをやっていると思っております。ほとんどの留学生は 1 年か 2 年研究生のような形で日本語、あるいは基礎知識のようなものを習得してから受験するケースが多いのではないかと。日本に留学してすぐに受験して入学ということは難しいのではないかと。思いますし、指導教官も非常に大変ですから、やはりそういうことを望んでいるのではないのでしょうか。

(有光委員) : それは恐らく入学後も、留学生に対する指導はいろいろな面で労力が必要なのだろうと思います。実は私どものほうでもその辺が今、議論の一つになっておりまして、いろいろアンケート調査をして、留学生にどのような固有の指導が行われているかということ伺ったりしているのです。その辺は何か特別なことがございませんか。

(山下研究科長) : 留学生に対して特別なことは行っていないと思います。また、入学試験にしましても留学生特別選抜は実施しておりません。通常の学生でも留学生でも修了要件は同じです。留学生を特別に易くするというわけにはいきませんから。そういう意味では、入学も修了も同じ条件のほうが良いと思っております。

(塩見専任教官) : 第一番めのご質問で、地域別の大ざっぱなデータですが、兵庫教育大学概要というものがあります。お配りしている資料 1 の 13 ページに、地域別の表が作っております。北は宮城から南は九州は宮崎県となっております。ただ、フレックスを取っていますので、例えば宮崎の先生が宮崎に住んでいて、こちらのほうへフレックスで来るということなので、お住まいは宮崎で、勉強にこちらに来られるということです。

出身大学はどうかということですが、このデータは実はまだ作っていません。わたしが持った院生の場合でしたら、兵庫教育大の修士を出たのはお一人だけで、あとはよその大学の修士を出たということです。その割合はちょっと統計を取っていませんので。

- (古川委員) : 先ほど留学生のことをおっしゃっていましたが、私費留学生ですね。国費留学生ではございませんね。
- (山下研究科長) : 国費留学生もおります。特に国費留学生の場合にはマスターを国費で来まして、延長の形で入ってくる場合が多いです。
- (古川委員) : そうですね。私どもはさらに一步進んで、特別コースを作っております。修士課程と連大のほうに。さらにそれをもう一步進めまして、今は一貫性に認めてもらいます。これはもう来年から動きます。そうすることによって、外国人の留学生の経済的なことも含めて、指導体制の強化をやっていくと。それは説明ですが、お尋ねしたいことは、フレックスタイムで教育されていますが、それと単位制とのかかわりです。フレックスタイムで入ってこられる現職の先生が、どうやって単位制をこなしているかということをお教えしてもらいたいのです。私どもは個別指導方式で、集中的に時間を使えるのです。ですから、時間をこなせるのですが、このように単位カリキュラムを張りつけておいて、これにフレックスをどのようにリンクさせているのか。そのあたりをぜひともお聞かせ願いたいと思います。
- (塩見専任教官) : まず総合共通科目は、合宿形式で行い全員参加となります。また、この科目はフレックスタイム・カリキュラム制度の対象とはなりません。なお、あとの専門科目 8 単位は土日に来てもらうとか、あるいは夏休み等で集中的に授業をやるということです。いずれにしても、学生が 1 人、2 人の授業になり、マンツーマンになることが多くなっています。
- (成瀬幹事) : あとはメールで指導を行っている先生もいらっしゃいます。
- (古川委員) : メールでね。では、かなり融通を利かせているわけですね。
- (有澤幹事) : わたしの場合は夜を使いまして、近い方の場合は夜に来ていただきまして、回数をきちんとやるようにいたしました。
- (古川委員) : 近い方はそういう手当てができるだろうと思っていましたが、遠くの場合が難しいと思っていました。分かりました。ありがとうございました。
- (新井委員) : 1 点確認なのですが、学生に対しては、メールアドレスは大学で与えているのですか。
- (塩見専任教官) : 院生一人一人に、大学のメールアドレスを与えています。
- (岡本委員長) : 外国人留学生の問題に戻りますが、自己点検・評価報告書 86 ページのデータに、これまで 27 人の外国人留学生を受け入れられたと

あります。どこかにデータがあったのかもしれませんが、今すぐ見付からないのでお尋ねいたします。学位を取得した実績はこのうちのどのくらいでしょうか。まだ入学して在学している数もあると思いますが。

( 連合大学院教務担当専門職員 ) : 連合大学院の概要の 13 ページのいちばん下に修了者数がありますが、そちらのかぎ括弧といえますか、内数で、14 年度までに 9 人修了しております。

( 岡 本 委 員 長 ) : ありがとうございます。博士課程設置のときに、定員の 2 割は外国人を受け入れるべしという縛りというか指導があったと思います。先ほどの有光先生からご質問がありましたが、講座ごとに事情は違いますから、講座間の留学生のレベルを相互に比較することは非常に難しく、結果として全体で平均的に 2 割の留学生を確保することは東京学芸大学では一つの課題となっています。そのことについてはあまりご苦労をなさっておられないということですね。

( 塩 見 専 任 教 官 ) : もう一つ、フレックスタイムは外国人留学生には適用しておりませんので、外国人留学生は、例えばよその国にいてフレックスというわけにはいかないのです。

( 岡 本 委 員 長 ) : もう 1 点ですが、志願者数増に非常に、ご腐心されているところだと思いますが、自己点検・評価報告書の 82 ページの表を見まして、講座によって受験者数と合格者数が同じであるところが何か所か、何年かにわたっています。このあとの学位取得の実績などはどうなっているのでしょうか。

( 山 下 研 究 科 長 ) : 講座別の学位取得ですね。

( 岡 本 委 員 長 ) : 結果的に、受験者が皆合格している講座が幾つかあったわけですか。

( 山 下 研 究 科 長 ) : その辺は先生がおっしゃるように、各連合講座で共通のものがありませんので、一応標準枠というものをつけておりますので、その人数までは取る権利はあります。しかし、今度は先生がおっしゃるように、それではきちんと修了させてくださいよということになります。必ずしも来た者を定員に満たないから全部取るということは、少なくともわたしのときには、入試委員会で「それでは責任を持って卒業させてくれますね」ということを申し上げているのです。おっしゃるように、各連合講座ででこぼこがあります。ただ、もう一つ困るのは、授業料免除とか奨学金の問題が入ってきまして、それが共通のものが何もありませんので、これまた非常に困るところなのです。少なくとも去年から試験問題の共通化のようなことを少しやりかかっているのですが、なかなか全連合講座共通の問題というのは作るのが非常に難しいのです。遅々として動いていませんが、おっしゃるような問題が出てきます。



(高倉委員) : 修了生の就職についてですが、兵庫教育大学に就職された方というのはどういう状況でしょうか。インプリーディングを勧めているわけではありませんが、「隗より始めよ」ということで、いかがでしょうか。

(塩見専任教官) : 兵庫教育大学では3人採用しております。あと、鳴門教育大学が6人、上越、岡山は今のところ採用実績はありません

(岡本委員長) : ありがとうございます。

(有光委員) : 自己点検・評価報告書の100ページ、最後の課題と展望のところに書かれていることで、真ん中より少し下のほうですが、「大学院学生の研究環境の整備が急務である。また、学生の研究題目を通覧すると、実に研究内容が多彩である。こうした学生の研究希望に対応して、高いレベルの研究指導と研究成果を達成するためには、教育研究指導体制の再構築が必要である」と書かれています。今までもいろいろとお話を伺って、そういう見直しを考えられていることは分かりますが、特に何か大きく改めようということが、これまでの実績の中で考えられていることがあるのでしょうか。

(山下研究科長) : 上越も鳴門も兵庫もマスターの話ですが、臨床あるいは総合的学習というような研究組織を作っています。これから学際的あるいは複合、そういう分野に対応するような受け皿を作っておかなければ、旧来の指導要領の科目でも分けていきましたが、最近の学校教育現場ではそれがかなり複合されているような場合が多いのです。そういう意味では、連合講座の再編・統合も必要になってくるのではないかという趣旨と受け取っています。

(塩見専任教官) : それから、法人化後に研究環境整備の予算等は立案される予定になっています。ただ、大学院学生の研究環境は、どこでも同様かと思いますが、我々がドクターを通過してきたときには、同じような修士の部屋に入ったらそのままドクターまでずっと同じ部屋だったりして、そこは8人ぐらい一緒に使っていたり、そのような状況でした。特に新しく造るというわけにはなかなかいかない時期ですが、できるだけしてあげようという気概はある。

(岡本委員長) : ここで質問を打ち切らせていただきまして、休憩に入りたいと思います。再開後に、各委員から評価意見・提言を述べることにさせていただきます。

\* \* 外部評価委員による評価意見及び提言 \* \*

(岡本委員長) : それでは、本日の委員会の最後の段階に入ります。

いろいろなやり方があると思いますが、あまり時間もありませんので、委員のほうでも今の段階で必ずしも十分まとめきれいでませ

ん。これまでさまざまな質問をさせていただいて、その中にはすでに意見も含まれていると思います。これから各委員から項目ごとに1～2点お出しいただきますが、基本的にはこれからおまとめになる報告書の案をいただいたときに、さらに意見を出すことがありうるということを前提にして、進めたいと思います。

それでは項目ごとに、まず管理運営について、ご指摘をお願いいたします。

(古川委員)：わたしの意見は、基本的には私どものやっている連合の研究科というものを背景として、その違いということになるかと思しますので、当たっていないことがあったと思います。どうぞご容赦ください。

わたしが1点申し上げたいのは、教員資格審査でお使いになっているA系列・B系列とかA論文・B論文という基準をもう少し透明化を図っていただきたいということです。基準がいま一つ不透明という印象を受けました。どうぞよろしくお願いいたします。

(高倉委員)：管理運営のところで、広報活動ですが、印刷物とインターネット等でいろいろな広報にご努力されていて非常に感銘を受けております。ただ、あれを見せていただいた限り、広報活動のねらいは何なのか。アドミッション・ポリシーはいろいろおっしゃられますが、PRポリシーがどうも抜けているのではなかろうか。何のために、何の効果をねらっておられるのかということ、もっといえば企業的な感覚や経営的な感覚での広報活動が望まれるのではなかろうか。

それと関連して、教育課程のほうと関連してしまいましたが、教育実践学論集です。これまでの第5号までの送り先を見せていただきました。これもまた検討しなければならないかと思いますが、送り先よりも送り方です。ただ、送りつければよいというものではなくて、あれをやはり読んでもらう、読ませるためにはどうすればいいかという工夫、努力が望まれるのではないかという感じがしました。以上です。

(有光委員)：わたしはどうしても東京学大の連合の一員として比べてみるといいですか、違いを考えてみるわけですが、この兵庫の場合には、非常に遠距離にある4大学が連合して、一つの連合大学院を作り上げようとされているご努力が非常によく分かる組織、運営の在り方だと思って、大変評価させていただいているわけですが、ただ、研究科委員会、代議委員会、あるいは幹事打ち合わせ会、構成大学の調整委員会は形式的としましても、3種の会合があるわけですが、その場合の役割の分担をはっきりさせたほうがいいのではないかと。管理運営にかかわることと学生の教育指導にかかわることは、どうも相互にダブっているようにも思いますので、その辺をお考えいただければと思います。

もう一つ、それに付け加えてですが、各構成大学における審議機関が、報告としての連絡会等に置き換わっていることについて、連合の全構成員の参与を考えれば、もう少し考えてみる必要があるの

ではないかと思えます。

(新井委員) : わたしは 2 点お話ししたいと思えますが、一つは運営において、構成大学の機能的な自立をもう少し高めてもよろしいのではないかという印象を持ちました。連合としてのまとまりという点を維持していくことも大事なことです。もう少し自主的なところを作っていくとよいと思えます。それはコストの削減の問題も出てくると思えますが、コストをにらみながらということも一面には入っておりますので。

もう一つは教員審査のところ、キャリアを見る手だてはないかという点です。これはまた後でお話しすることでもありますが、教育実践学の確立を使命とする大学院において、実践を行ってきたというキャリアを教員審査においても評価することは大事なことはないかと思えます。

(岡本委員長) : まとめをいたしませんので、そのままお聞きください。わたしが今、特に申し上げるとすれば、有光先生と新井先生が言われたことにかかわりますが、運営組織については、距離の問題等をテレビ会議方式で解決される、平成 15 年度からの新しい方式を取り入れたうえで、各構成大学の中に仕組みを作って研究科委員会との関係をつけたほうが、やはりすっきりしているのではないかと思えます。学芸大学の方式がよいということではなくて、学芸大学の方式を少し検討・研究されて、それとは違った形でも、何か組織運営の在り方についてお考えになることがよいのではないかと感じました。

教官審査につきましても、東京学芸大学連合大学院では、毎月各構成大学で運営委員会が開かれ、また、毎月研究科委員会が開かれておりますので、いつでもどこの大学でも教官の審査を行うことができるようになっております。教官審査に関しては、各構成大学の中で開設申請から始まって内容的には完結してきておまして、手続き的に、研究科委員会へ開設申請の報告及び教官審査の審議を行うことになっております。参考にされれば、いろいろご苦心しておられる日程のことなどがもう少しうまく機能するのではないかと感じています。それから、先ほどの各構成大学の自立性ということも今の問題と絡んだことです。

それでは、次に教育課程につきまして、また各自ご発言をお願いいたします。

(古川委員) : 教育課程に関しては、わたしは農学連大は個別指導方式ということで、単位制は取っておりませんので、むしろ勉強させていただきました。ということで、特にこれについて申し上げることはございません。

(高倉委員) : 教育課程について、「また言い出した」と言われるかもしれませんが、「研究と教育実践の融合」を変えてくれというわけではありません。「教育実践と研究の融合」と書き替えるぐらいの姿勢で臨んでいただければというお願いです。

それと関連しまして、最初に研究科長さんからご説明いただきましたように、設置の趣旨・目的を四つに分けて、非常に分かりやすく書いてあります。また、自己点検評価の4ページには、五つに分けて書いてあります。内容的に同じと思いますが、こういった趣旨・目的がどれだけ達成されたかという達成度評価的な感覚をもう少し具体的、積極的に、前面にお出しになっていただければよかったですのではないかと。もちろんそれがあるがゆえに、後ろに評価と課題が出てきて、実にくまなくまとめられると思いますが、達成度評価、ここまでは行ったぞというような具体的かつ積極的な姿勢をお示しいただければよかったですと思います。

なお一つ蛇足ですが、自分がやったことはいつまでも気になります。この自己点検評価には、例の悪名高き「在り方懇」のことについて書いてありますが、ありがとうございました。悪名は高くないほうですが、実は教養審の第三次答申の最後の最後のところに、途中は省きますが、国立の教員養成大学の大学院博士課程にはこうした役割、こうしたはもう言う必要はありませんが、より一層果たしていくことが期待されると。これを最後の最後に書き込んで、提出したいきさつをどうぞよろしく。大きく実っていただければと思います。以上です。

(有光委員)：教育課程につきまして、質疑の中でも申し上げたことですが、各連合講座の内訳として、教育研究分野がかなり細かく区分され、さらに専門科目につきましても、総合、原論、内容論、方法論と区分されて、非常に整然と体系化されているようにうかがえるわけですが、それが果たして学生の指導にどこまで生かされているのかということについて多少疑問に思います。その辺せっかくの体系ですから、何らかの形で学生の指導に生かせればと思います。

(新井委員)：わたしからは、学生の研究テーマをどのように授業の中で深めていくかということに関して感想があります。学生が入学のときに示した研究テーマを見ますと、かなり形としてできているような、つまり研究としての形になっているような、いい意味では洗練されている、悪くいえば実践というか現場のにおいが弱い印象を持ちました。教育と研究は一体だと思いますが、学生を指導していくときに、学生の問題意識を重視して、それを先行要因として教員がいろいろとアドバイスするような授業、あるいは指導が、こういう教育実践学を作っていくには大事ではないかと思います。テーマ等を見ますと、こういうテーマだとまとめやすいし、学会誌に対しても採択されやすいというか、そちらがどうも目に付きます。教員はその辺は確かに非常にたけているところがありますが、そちらが先行しているような感じがします。どちらを先行するかという面をもう少し意識して、学生の荒削りな現場の問題意識を重視していく指導が望まれるのではないかと思います。

(岡本委員長)：教育課程につきましては、教育課程だけの問題ではないと思いますが、「教育実践学」の構築を目指して、ぜひ進め、かつ確立してい

ただきたい。これは学芸大学のほうの「広域科学としての教科教育学」と同じように、早く確立されることを期待いたします。

そのために実践学のテーマ、あるいは課題として、幾つかのことがさまざまところで整理されていますが、それに見合った形で授業科目等が対応して開設されているかどうか、これは総合の問題ともかかわってくる。それから学生や先生がたが、選ばれる研究テーマは、それぞれの内発的な関心という問題がありますから、それは尊重しなければいけません。しかし、教育実践学が全体として目指すテーマができるだけカバーされるような形での指導というか、教育課程の組み方が求められるのではないかと感じております。

それでは、次の課題の学位についてご意見をお願いいたします。

(古川委員)：兵庫教育大学連合大学院では、2種類の学位を出されています。学校教育博士と学術博士ですね。学術博士なるものの位置づけがちょっと不安定です。というのは定員からいくと、学校教育実践学が8人で、教科教育実践学が16人です。出ている学位の数は、逆に学校教育学が8割です。これが主力であることは当然ですが、二つめの講座の運営が難しくなるのではないかと。学術博士が、それは問題ではないかと。本来なら学校教育学博士というのがメインであろうと思います。

(有光委員)：この学位につきましては、候補認定試験あるいは論文博士の場合には資格審査及び学位の本審査といろいろな多様な工夫をされているのはよく分かりました。ただ、いちばん最初のというか、あるいは実質的な審査に際して、所属する学生の講座が主となっていることについて、学校教育学の場合には、教育科学、教科教育学、さらに教科専門学から構成されているわけですし、必ずしもそれらが一つの講座に括られているわけではないわけで、できれば他講座の人をも交えた実質的な審査が必要なのではないかという気がします。その辺をお考えいただければと思います。

(新井委員)：博士候補認定試験について、先ほど説明を伺いましたが、アクセルとブレーキ両方あるということですが、ブレーキの意味は博士論文の権威を守ることにあると思うのです。あるいは、レベルを保つことにあると思いますが、博士論文がこの大学のPhD、学位の質を落としたいくないというか、学術的なアカデミックなレベルを落としたいくないという意図は全般的にいろいろなシステムがそれを担保していることで伝わってきます。先ほど来お話ししていますように、新しい学を作っていくときに、それがどうも足かせになっているのではないかとも見えるのです。もちろん全国展開の学会誌論文にまず一つということは、学術水準を担保するうえでは外せないと思いますが、それ以外のところは、かなりエンカレッジしていくような形で進めてもいいのではないかと思います。博士候補認定試験も、論文が通過したら、通過したという届けだけでもいいのではないかと。それにプラスアルファして、いろいろな試験を負荷するということは、ちょっと権威的な感じを印象として持ちました。もし、も

っとエンカレッジするようであれば、投稿論文を1年が終わったところで必ず全員出して、指導教官の先生がそれを添削してフィードバックするとか、そういうことをやったほうが実質的にはよりエンカレッジすることになるのではないかと感じました。

これは全くわたしの印象ですが、副指導教官2人というのは、果たしてブレーキになっているのかアクセルになっているのか、ちょっと分からないのですが、より2人の先生が付くということで客観性を高めたいという意味合いから、実践学の荒削りなアイデアを削ることになるとすれば、やはりブレーキ的な役割をするのではないかと思います。学生のアイデアを十分に伸ばしていけるような形で副指導教官も参加するような仕方が望ましいと思いますが、その辺は再考の余地があると思います。

- (岡本委員長)：先ほど意見を申し上げたような気がしますが、学位授与率の問題が話題になっていまして、何に照らしてということもお聞きしました。東京学芸大学連合学校教育学研究科の場合は、学芸大学は単科大学であとは総合大学です。こちらの連絡会に相当するかもしれませんが、年に1回、構成大学委員会というものが開かれまして、学長あるいは副学長がお集まりになります。研究科委員の方々も出席します。そのときに、特に副学長の方で医学・工学のご専門の方々がおられまして、それらの領域に比べますと教育学は非常に授与率が低いと言われます。旧制大学の、教育学研究科よりはだいぶ高いとは思いますが、それでもやはり低いと。これは兵庫教育大学、東京学芸大学とも、さらにこれから努力しなければいけない点であろうかと思えます。指導の在り方は、学芸大学のほうに改善が求められ、こちらでは頑張っておられるように拝見いたしました。学位論文のテーマも、実践学にかかわるテーマが多いようです。結果として、学芸大学は、「学術」は本日のデータでは1ですが、多分この間にもう一人出ているので2だと思います。それに対して、こちらのほうが多いので、ちょっと意外な感じがしております。
- それでは、次に教官の研究活動につきまして、ご意見を願います。

- (古川委員)：1点は、教員の質の担保ということが重要になってくると思えます。私どもは教員の資格審査の再審査制というものがあります。もし、やるとしたらご検討いただきたい。これは要望でございます。共同研究プロジェクトは大変りっぱな研究プロジェクトをおやりになっていると感心しましたが、やや内向きだという感じがしました。もう少し国際性や視野の広い共同研究プロジェクト、もちろん外部資金の導入は非常に大事なことで、その辺も含めた共同研究プロジェクトも、ぜひとも導入していただきたいということをお願いしたいと思えます。以上です。

- (高倉委員)：テーマが教官の教育研究活動となっております。どうしてもしかたがないし、大学院の博士課程の話ですので研究活動のほうにウエートがかかるのはやむをえないと思えますが、もう少し教育にウエー

トを置いたようなスタンスで記述すればどうなるかということを考えさせていただきました。

同時に教育と研究，大学院のこういったプログラムにおける教育と研究ですが，それも含めて，先ほど古川先生からは再審査の話が出ましたが，再審査の一つ前に，大学院の活動も含めて，なかなか難しいですが教員の評価のシステムをどう確立するのか。特にドクタープログラムにおける教育研究活動の評価をどうするかというのは，モデルがないと思いますが，そのモデル開発もするのだといったことも含めた意気込みでご活動をお願いできればと思っています。

(有光委員)：この教育研究活動につきましては，先ほどもご指摘がありましたが，この共同研究プロジェクト，COE に向けてというご説明もあったわけです。私どもではまだ手をつけていない新たな方向で注目したいと思いますが，やはり開かれた大学という観点から，国際性ももちろんですが，特にこういう教育実践学ということになれば，学校現場の方，あるいは教育センターといった方々との共同研究が今後は必要不可欠になるのではないかと思います。

(新井委員)：わたしは教育心理学の専門ですが，教育心理学の分野ですと，この4大学の先生がたは学会のいろいろな役員や委員を積極的に担っていただいています。なおかつ，かなり実践的な分野での研究をリードする役割を担ってしまして，先生がたの研究姿勢というのは，教育実践に向けてかなり努力されているようすが外から見ていて分かります。ただ，全体的に先生がたの研究テーマを見ますと，学校教育をフィールドにしている印象が見えない先生がたも担当されているような感じもするのです。その辺の全体的な教員の意識改革というか，あるいは教員の評価を検討する余地があるのかと思っています。

(岡本委員長)：わたしもこの新しい共同研究プロジェクトがこれから重要だと思いました。ある種，計画的なテーマの大枠を定めて，実践学として何をどう進めていくのか全体計画があってよいのではないかと思います。

それでは最後になりますが，学生の受け入れ，教育研究活動及び進路についてご意見をお願いします。

(古川委員)：短い時間でコメントを出すので，注文ばかりになって大変申し訳ないと思っています。大変りっぱな活動をされているのにけちばかりつけているようで心苦しいのですが，第1点めは先ほども申し上げましたように，学生の多様性に応じるように，外国人の留学生をもっと受け入れられる範囲で受け入れたらいいかと思います。第2点めは，先ほどもお尋ねしましたが，単位制とフレックスタイムの運用に若干先生がたに負担が多いのではないかという印象を受けました。私どもは個別指導方式ですから，割と消化しやすいのですが，単位制という制度の中では困難ではないかという印象を受けま

した。以上です。

(高倉委員)：わたしは兵庫教育大学がスタートする前から若干かかわっております。いつでも口癖のように「失敗を許されない国家的実験だ」と勇ましいことを申しまして、大変失礼いたしております。しかし、それは失礼ではなく、やはりそうなのだと、また心を新たにしております。同時に、いろいろ大変だったことが、マスタープログラムを中心に大学を固めて、さらにその上にアウフバウ(上構)したドクタープログラムがここまで成長してきたことは素晴らしいことだと思って、そのことにとにかく敬意を表します。さらに、これが教育実践学の構築の中心として発展していくことを期待しております。

そのためには、やはり卒業生がいろいろな、ここに四つないし五つの目標が示されておりますが、そういった目標を達成できるように、まさにそれこそ達成度ではなかろうかと思えます。つまり達成度とは、アウトプットである修了生が、どの分野でどんな働きをしているか。これこそまさに達成度そのものではなかろうか。その場合に先ほどの課題と展望のところ、4大学における就職支援のネットワークの構築が非常に大切なことですが、どうぞ4大学を中核にしてネットワークを作るといのは最もベーシックなことですが、4大学にこだわらずに、私立大学も巻き込むようなお気持ちでどんどんお進みいただければありがたいと思えます。わたしもできることがありましたら、ぜひ、協力をさせていただきたいと思えます。以上です。

(有光委員)：この点につきましては、わたしは先ほどご質問してお話を伺いましたが、教育研究指導体制の再構築という問題です。従来の教科の枠組みにとらわれずに、学際的あるいは新しい領域を目指してということをお考えのようで、これはぜひともそういう方向を具体的に示していただければ、同じ連合大学院として、私どもと切磋琢磨していくためにも、勉強になるのではないかと思いますので期待しております。よろしく申し上げます。

(新井委員)：アドミッション・ポリシーを明確にして、現職教員等の受け入れを一層推進していくということがかなり挙げられていますが、わたしはこの点に非常に賛成でして、教育実践のキャリアを持つ人と持たない人を区別したほうがいいのではないかと思います。持つ人を優先的に入学させる、そして、その人をさらに研究的な力量をつけて社会に送り出していくという役割を明確にしたほうがいいかと思います。

院生について、いろいろなつながりで、学校あるいは教育委員会等の先生がたのつながりも出てくると思えますが、その中で優れた人を推薦といいたしましょうか、声をかけてみる。すでに優れた実践、仕事している人を入学させるというところまで一歩踏み込んだポリシーを持ってもいいのではないかと思います。要は出た人が「何だ、あの人。学位だけ持っていても何の役にも立たないのに」ということではいちばん困るのではないかと思います。やはり学位を持



って、周りをリーダーとして指導していく。そのような考え方で行っていいのではないかと思います。

(岡本委員長) : すでにもう今、ほかの委員の方々が発言されましたが、修士レベルの研修の派遣と違いまして、博士課程に関しては教育委員会からの派遣等は非常に難しい問題を抱えているわけです。しかも、地理的な問題もあり、先ほど言いましたように難しいことは分かるのですが、志願者数を上げるための工夫は、提言すべき内容を持たないで申し上げて申し訳ないですが、やはり必要なことであると思います。

いろいろと各項目につきまして質問させていただき、今さらにそれぞれ何点か意見等を申し上げました。基本的には非常に努力しておられることを認めたくえでのご意見です。大変難しい中で、教育実践学というものの構築に向かって努力され、学位論文の指導、実績等、基本的には評価されるべきところを満たしつつある、それにこたえておられると思います。学芸大学のほうも、わたし自身が知っている限りでも、今回いろいろ資料を見せていただいて学ぶべきことがらが多々あったと思います。相互にもう少し情報交換して、それぞれよいところを取り入れて改善できるところは改善することが望めます。それから、先ほどの共同研究もそうですが、二つの連合の研究科どうしがもう少し研究活動、教育活動等で連携する方がこれから求められるのではないかと感じました。

最初に申し上げましたが、報告書案から報告書そのものに至る間に、委員の方々から書き入れその他があると思います。その時間をできるだけお取りいただきたいと思います。ほかに特に言い残しておられることがございませんでしょうか。

それではこれで終わらせていただきます。本日は長時間ありがとうございました。

(司会) : ありがとうございました。最後に中冽学長からご挨拶を申し上げます。

(中冽学長) : 本日は、午前中の 10 時半から始まりまして、この時間まで長時間にわたりまして、連合学校教育学研究科の外部評価をいただきました。数々のご指摘、質問や確かめ、あるいはご注文のような形でご指摘いただく中で、こうしたらどうかという助言、あるいは励ましのようなことも随所に入れていただきまして大変感謝しております。お聞きしましたことは随分数多くにわたりましたので、十分整理して、少しでも外部評価におこたえできるように、これから努めてまいりたいと思います。

お聞きしながら、わたしも学長になる以前に、博士課程の学生を預かっておりまして、あるいは第 1 期から学生を見ておりまして、今日いろいろご指摘いただいたことの中で、「あの君とこの君は、まさにご指摘いただいたことにこたえうる学位だったし、その後の就職もそうだな」と思える例が、それでもこの 8 年間の間に一つ、二つ、そう数多くはありませんでしょうが、わたしが知る限

りの自分の預かった領域でも，そのように一人，二人と出てきております。何が教育実践学なのかという例を出せといえ，出せるところになっています。

例えばずっと公立小学校の現場におりまして，その後私どもの修士課程に現職で派遣してこられた学生が，2年間の修士課程の研究の中で，現場から来たのですが，私どもの学会発表などに参加するようになり，その後また現場に帰りまして，6～7年の実践の中で，修士課程で考察したことを現場でどのくらい展開できるかということをやっていました。そういう展開過程を自分の資料として持って，そしてこのたび博士課程に入ってきました。結果的には現場を辞めて博士課程を終えた形ですが，今年の春に出まして，すぐに就職はありませんでしたけれども，私どもの附属の中学校の非常勤講師をしながら，国立大学のほうほうに応募いたしました。ある地方の国立大学ですが，教育学部の助教授として採用されることが内定しております。

こういう人を見ていますと，自分の実践したことを踏まえて，修士でそれを理論的に手がけ，それをさらに現場に帰って実践を積み重ねて，それをベースにして理論構築を図ると。先ほど高倉先生から，教育実践と理論の融合なのではないかと。順序はそうではないかと言われたそのことが，この君はそのとおりに進んできたと思っています。

そういう例を一つ申し上げまして，今日いただきましたさまざまなご指摘をさらに生かして，今後の研究科の発展に尽くしたいと思っています。本日は大変ありがとうございました。

( 司 会 ) : 本日は，長時間にわたりましてありがとうございました。本日いただきましたご発言につきましては議事録として取りまとめまして，外部評価委員会報告書の案を作成させていただく予定でございます。

本日はどうもありがとうございました。